

古代日本の紡織体制

—— 袴・総かけ・糸袴の分析から ——

東 村 純 子

【要約】 律令制成立期の紡織体制について、特に平織の布や絹の生産の仕組みは史料の制約からほとんど明らかでない。本稿では、七世紀後葉以降に宮都や地方の官衙遺跡から多く出土する総かけ・糸袴について、機能上必要な加工と装飾を目的とした加工を識別し、形態上の特徴を整理した。さらに、製糸具の袴、製織具の総かけ・糸袴の組成を検討した結果、紡織工程が製糸と製織とに分かれ、糸が総の形で流通することを明らかにした。平城宮・京では、製糸は行わず、高級絹織物を含む絹の製織を行った。地方では、七世紀後葉に郡衙工房で布や絹の製織、周辺の集落で麻の製糸を分担する伊場遺跡型が成立する。その一方、七世紀中葉から有力豪族の本拠地で製糸から製織までを一連に行う屋代遺跡型が認められる。前者は生産の効率化を図ったもので、後者は、調庸制成立の素地ともなつたと評価した。

史林 八七巻五号 二〇〇四年九月

はじめに

古代日本では、織物^①は種類により身分を表示する役割や、交換財としての価値をもった。正倉院には、平織の麻による布や蚕糸による絹、高度な織技で文様を表す綾・錦・羅などが伝わり、各地で生産したこれらの織物を中央に運び、様々な形に縫製して使用したことが知られる。綾・錦・羅をはじめとする高級絹織物は衣料として王権内部で消費したのに対して、平織の布や絹、真綿は、衣料だけでなく交換財としても役割を担い、在地社会においても広汎に流通したと推定で

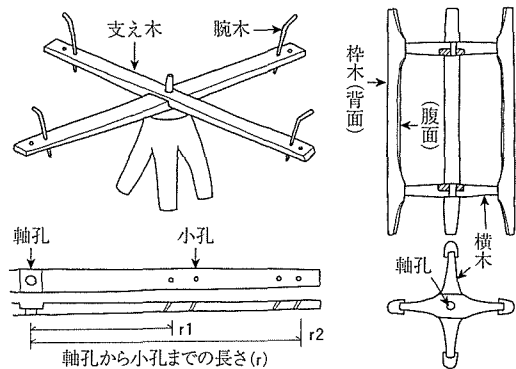


図1 各部名称(左: 総かけ 右: 糸枠)

はじめとして出土した織機部材を調庸制に対応した大型織機と認定した。^⑤ 山中敏史もこれを援用し、練りや染色加工も行う郡衙工房や有力豪族の私有する工房があったと推定する。^⑥ 近年では、鈴木敏則が静岡県内出土の弥生時代から古代までの紡織具を集成し、律令期では国府や郡衙に関連する遺跡で製織具が多く出土することを指摘した。^⑦ このように、織機部材が地方官衙などの遺跡で出土する傾向から、請負生産説が支持されつつある。^⑧ しかし、律令期の紡織体制の特質を明らかにするために、宮都やその他の地方についても検討が必要となる。また、紡織具の多くは木製であり、十分な出土例に恵まれなかったため、その形態的特徴を分析した研究は未だ進んでいない。^⑨

きる。こうした織物の多様な流通、消費は、どのような生産の仕組みのもとで可能となったのか。本稿は、律令制成立期の宮都と地方のそれぞれにおける紡織体制の特質を、前代との比較から明らかにすることを目的とする。

律令期の紡織体制について、これまで高級絹織物を主とした文献史学による研究の蓄積がある。^② 高級絹織物の生産は中央では大蔵省が管轄する織部司、地方では国衙工房において律令国家が主導したとされる。また、平織の布や絹の生産は、郡司など在地の有力豪族が請け負っていたとする説が大多数を占める。特に、現物貨幣として価値表示の基礎ともなる布の生産は、在地においてより基幹的な手工業であったと想定される。正倉院に伝わる布や絹に残された調庸墨書銘から、収取する段階で郡司が関与することが認められた。^③ しかし、布や絹の生産の仕組みは史料の制約が大きいため、ほとんど明らかでない。

そこで具体的な紡織関係の遺物に基づく検討が期待される。考古学では、現状として紡織具の分析が有効な手段となる。向坂鋼二は、静岡県伊場遺跡例を

紡織工程は、動植物の繊維を加工して糸を紡ぐこと（製糸）と織物を織ること（製織）の大きく二段階で構成される。本稿では、糸が「総」の形で流通する事実に基づき、製糸と製織の分業という視点から生産の仕組みを理解する。分析の対象として、出土した木製品から判別が可能な梓・総かけ・糸梓（図1）を挙げ、後の二者については形態上の特徴に基づいた基礎的な分析を行う。そして、製糸具の杵と製織具の総かけ・糸梓の組成を検討し、律令制成立期の宮都と地方における紡織の分業のあり方を考察する。

① 織物とは、綜統を備えた織機で織ったものを指す。綜統により経糸を一度に開口し、そこへ緯糸を通す点で、縹布などの縹物と区別する。

九八九年。

⑤ 向坂鋼二「古代における貢納織布生産の一形態」『論集日本原始吉川弘文館、一九八三年。

⑥ 山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」第一章第五節、塙書房、一九九四年。

⑦ 鈴木敏則「遠江における原始・古代の紡織具」『浜松市博物館報』第二二号、一九九九年。本稿を着想するにあたり、大きな示唆を得ている。

⑧ 時期は下るが、宇野隆夫は収取の対象ともなる織物の生産が荘園莊家など公的な場で行われたとする（越における律令的生産構造の展開——山・里・海辺の営みと古代国家——）『古代王権と交流 三越と古代の北陸』小林昌一編、名著出版、一九九六年。

③ 角山幸洋「古代紡織具と調布縹布」『愛泉女子短期大学紀要』第二号、一九六七年、狩野久「律令制収奪と農民」『日本史研究』第六七号、一九六八年、前掲注②「浅香年木文獻など。これに対して、調布の布は一般農民でも織成できたとする見解がある（森明彦「調布布織成に関する二・三の問題」『大阪経大論集』第四二巻第六号、一九九二年）。

④ 今津勝紀「調布墨書銘と荷札木簡」『日本史研究』第三三三号、一

⑨ 考古資料と民具資料との比較を試みた角山幸洋の研究がある（前掲注②）角山幸洋文獻、角山幸洋「出土梓について」『青陵』奈良県立橿原考古学研究所報第七三三号、一九九〇年、角山幸洋「出土「舞羽」について」『関西大学東西学術研究所 紀要』二五、一九九二年など。

三年）では、柿・総かけ・糸杵について形態的な定義が明示され、その後に出土した資料の認定を容易にした。本稿でも、資料の名称やそ

の各部名称はこれに従う。また、「柿」と「総」の混同をさけるため、かせかけは総かけと表記する。

第一章 古代紡織研究の視点

一 紡織工程と用具（図2）

これまで、柿・総かけ・糸杵は考古学では大きく糸巻きとして括られ、それぞれの用途は見過ごされがちであった。本項では、紡織工程を復元し、工程が製糸と製織の二段階で構成されることを確認する。そして、柿・総かけ・糸杵をどの工程で使用するのかを明らかにする。復元は江戸後期の資料を元にした角山幸洋や竹内晶子の研究を参考とした^①。この復元案がどの時期まで遡及するかという問題は残されるが、用具の基本的な形態や構造は時期を通じて大きく変化しないため、ここで依拠する復元案を大きく逸脱しないと考える。

織物の素材は多種あるが、古代日本では主として麻と蚕糸の二つがある。麻などの植物性繊維の場合、繊維を長くつなぎ、苧桶おけに貯める（苧績お績）。これに湿り気を加えながら紡錘車で撚りをかけ、紡軸に巻き取る（図2—①撚りかけ）。糸が一杯になると、柿に巻き上げる。柿は、糸を乾燥させて撚りを安定させるとともに、糸の分量を計るための用具である（図2—②総上げ）。柿から外すと、糸が幾重にも輪状に束ねられた「総」ができている。総は糸束の分量を示す単位にもなる。また、この状態で漂白や染色などの加工を行う。動物性繊維の蚕糸では、熱湯に浸した蚕の繭から糸を引き、糸杵などに繰る。さらに乾燥させながら大きな杵に巻き返して、総にする（繰糸^③）。

以上が製糸工程の諸段階であり、次の段階が製織工程となる。総となった麻糸・絹糸を経糸たていととして整経せいけいし、織機にかけ

る。まず、総を総かけにかけて保持し、回転させて引き出した糸を複数の糸杵に巻き直して小分けする（図2—③巻き返

し。次に、これらの糸枠を並べ、織物の幅と長さに合わせて経糸の本数と長さを設定する（図2—④整経など）。縷を糸枠に巻き直すのは、整経時に糸を円滑に引き出すためである。また、小分けするのは、その作業を軽減するとともに、経糸の配色を決めるためである。整経した経糸を織機にかけ、織りはじめる（織成）。紡織の工程は大きく製糸と製織の二段階で構成される。両方の工程を一つの場所で行う場合、糸は織る分量が貯まるまで縷の形で保管される。ただし、製糸と製織を一連に行う必要はない。縷は貢納や交易などで流通するからである。

二 枠・縷かけ・糸枠の出現と 分布の広がり（図3、表1）

図3に、弥生時代から古代にわたり製糸具の枠、製織具の縷かけと糸枠の出土数を時期別に示した。④ただし、枠・縷かけ・糸枠が出現する時期は一樣ではない。また、九州から東北地方にかけて資料が確認できるが、それぞれの分布域も時期によって変化する。以下、そ

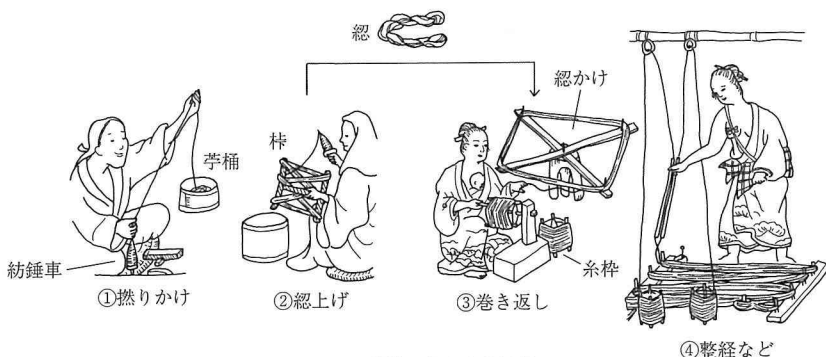
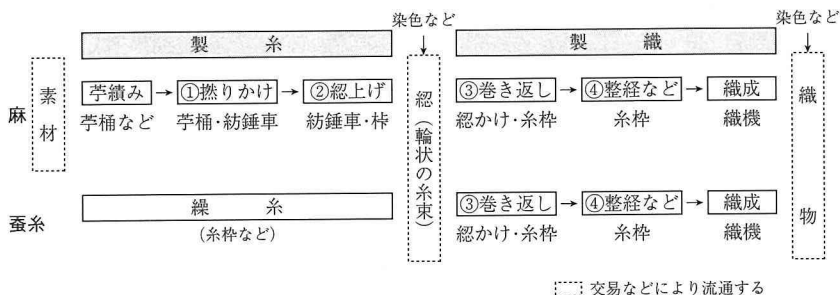


図2 紡織工程と生産用具

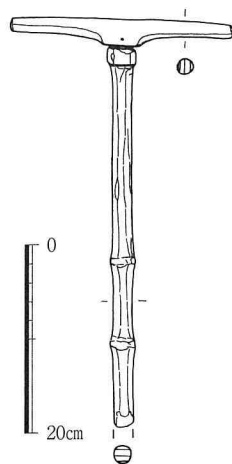
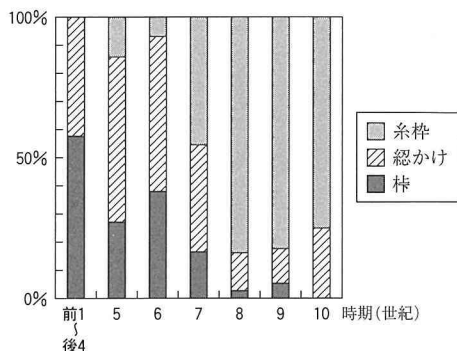


図4 杵の出土例
(青谷上寺地)



時期(世紀)	前1～後4	5	6	7	8	9	10
糸杵	0	5	2.5	24.5	87	30	3
総かけ	16	20.5	19.5	20.5	14	4.5	1
杵	22	9.5	13.5	9	3	2	0

図3 糸杵・総かけ・杵の時期別出土点数(下)と比率(上)

の事実を具体的に確認する。

三者の中で杵の出現が最も早く、前一世紀から後一世紀(弥生中期中葉～後葉)の出土例が確実である(図4)。総かけは、一部の資料が弥生時代後期に遡る可能性があるが、滋賀県下長遺跡・斗西遺跡、長野県石川条里遺跡例など四世紀(古墳時代前期)から出土例が増える。五・六世紀と比較すると、前一世紀から後四世紀では、杵に対して総かけの出土数は少ない(図3)。総かけの出現は杵にやや遅れることを示している。糸杵は、大阪府上津島遺跡例が最も古く、相伴する須恵器が陶器TK二〇八型式併行期と五世紀中葉から後葉に比定できる。

表1に、製糸具の杵、製織具の総かけ・糸杵のうち二種類以上の紡織具を出土した遺跡を挙げた。石川県太田ニシカワダ遺跡では四世紀の掘立柱建物をめぐる周溝から、杵と総かけが出土した。また、三重県六六A遺跡(Ⅲ層)でも時期幅があるものの、杵と総かけが出土したことから、四世紀には同じ場所での一連の工程で杵と総かけを使用したと推定できる。前一世紀から後四世紀において、杵と総かけの出土例は中国・近畿・北陸・東海・中部地方にある。五・六世紀になると、群馬県三ツ寺I遺跡や山形県西沼田遺跡など関東や東北地方でも出土例が確認でき、分布域を広げる。

表1 二種類以上の紡織具出土遺跡一覧

		製糸具		製織具	
	遺跡 [地区／層位]	時期 (世紀)	杵	総かけ	糸杵
三重県	六大A [Ⅲ層]	2～4	6	3	
長野県	石川条里	4	2	1 A'	
石川県	太田ニシカワダ	4	1	4 B～	
静岡県	山ノ花	5	1	6 A'	
群馬県	三ツ寺 I	5後半～6初頭	1	1	
奈良県	谷	5末葉～6初頭	3	7	
奈良県	名柄	5末葉～6前葉		2 A'	2
三重県	六大A [Ⅱ層]	5～8	12	6 A・A'	3
山形県	西沼田	6	3	2 A	
千葉県	菅生	6	3	3 A	
静岡県	伊場 [Ⅶ層]	6中葉～7中葉	1	2	
宮城県	山王・市川橋	6後半～7中葉	1	3 A	
滋賀県	穴太	7前葉～中葉	1	2 A	1
徳島県	観音寺 [Ⅶ層]	7中葉	1		
長野県	屋代	7中葉～8前葉	1	6 A'	1
香川県	下川津	7 (～8前半)		6 B	5
徳島県	観音寺 [Ⅲ・Ⅳ層]	7後葉～8前半			3
静岡県	伊場 [Ⅴ層]・梶子・梶子北・城山	7後半～8		12 B・B～	9
奈良県	平城京二条二坊・三条二坊	8前葉～中葉		1 B	28
奈良県	平城宮	8前葉～後葉		1 B	9
静岡県	川合	8	1		2
静岡県	御子ヶ谷	8 (～9)	1		3
兵庫県	袴狹 [深田・国分寺地区]	9	1	2	
兵庫県	袴狹 [内田・谷外地区]	9		1 B～	3
京都府	古殿	12～13		1 B～	1

【凡例】総かけは左に点数、右に分類。B～は端部が欠損しており、A' の可能性があるもの。糸杵は中型のみの点数。

糸枘は、出現当初では近畿地方に集中して分布する（図13）。豪族居館と考えられる奈良県名柄遺跡では、濠の埋土中から糸枘と総かけがTK二三からMT一五型式併行期（五世紀末葉から六世紀前葉）の須恵器とともに出土した。^⑧新しく出現した糸枘と総かけを一緒に使用したと推定できる初例である。糸枘は七世紀後葉になると、中部・東海・四国地方へ、さらに九世紀までには九州から東北地方にかけて分布を広げる（図13）。

六世紀の段階で、中国から東北地方において枘と総かけを同じ場所での一連の工程で使用する状況が普遍化する。そこへ糸枘が加われば、先述の生産工程が適用できる。^⑨このように、枘・総かけ・糸枘の出現する時期は段階的で、且つ地域差がみられるが、それぞれ出揃う時点で一緒に使用した可能性が高い。

三 七世紀後葉以降における枘の減少と糸枘の急増

すでに六世紀には中国から東北地方にかけて、製糸具の枘と製織具の総かけの使用が普及していた。しかし、七世紀に入ると、一転して枘が減少し、糸枘が急増するという大きな変化が現れる（図3）。七世紀に属す枘のうち、時期が細分できない埼玉県北島遺跡例を除くと、前葉から中葉までに収まるものが大部分を占める。七世紀後葉から八世紀以降では枘は僅か数例が確認できるとどまる。一方、糸枘は急激に増加する。特に、八世紀では八七点の出土例が確認でき、このうち宮都の出土例が約六二%を占める。また、先述のように糸枘は七世紀後葉以降、地方へも分布域を広げる。

枘は出土数が減少するとはいえず、その使用が絶えたわけではない。『延喜式』では伊勢大神宮の「神宝二一種」の一つとして「賀世比」がみえる。^⑩三重県神島八代神社には、金銅製の枘の雛型が二点伝世している。^⑪また、平安時代末期の史料には、農民の家財として「こかせ」が挙げられる。^⑫鎌倉後期の『春日権現験記絵』では、紡錘車と枘を共に使用する様子が描かれている（図2-②）。枘は近代の民具資料として各地で認識できることから汎時代的に使用された。

ところが、出土遺物に限って言えば、七世紀後葉以降では枘が減少し、製織具の総かけと糸枘を主体とする傾向が明ら

かである。特に、大量の木製品を出土した平城宮・京や静岡県伊場遺跡群においてはそれが顕著である。一般的に、律令期以前と以後では木製品の組成が変化するが、それは木製品の出土が古墳時代までは集落跡に多く、律令期では宮都や官衙跡に多いという出土遺跡の性格の違いによるとされる。桙の減少についても、律令期では集落跡から木製品がほとんど出土しないことが考慮される。つまり、桙は宮都や地方官衙ではなく、むしろ集落で使用されていたと想定できる。

したがって、総が貢納や交易などで流通することを踏まえると、古代社会において紡織体制を議論するとき、宮都・地方官衙・集落における製糸と製織の分業という視点が必要となる。

① はじめに注②角山幸洋文献第五章一。竹内晶子『弥生の布を織る』東京大学出版会、一九八九年。

② 古代末期から中世の絵巻物に描かれた紡織具が近代の民具資料と類似することが指摘された（洪沢敬三『絵巻物にみる日本常民生活絵引』平凡社、一九八四年）。さらに、古墳時代中期以降に出土した織機部材に、近代まで使用した地機構造に特有である広幅の両耳をもつ経巻具、いのあし状の布巻具が認められる。

③ 真綿から紬糸とする場合、たたりや桙の使用が想定される（成田重兵衛『蚕飼絹師大成』一八三二年）。しかし、古代では正倉院に蔵せられた調絹紬は繰糸であることが判明しているため（尾形充彦『裂地としてみた正倉院の調紬』『正倉院紀要』第二二号、一九九九年など）、本稿でいう絹とは、紬糸ではなく繰糸を前提とする。

④ 以下、一部の部材のみが出土した場合、復元された状態を想定して一個体と数え、部材が組み合って出土した場合は一組で一個体として数えた。八世紀に糸桙の数が突出して多いのは、一組あたりの部材の数が多く、遺物として認識し易いことによるだろう。また、時期が二区間にわたる資料は〇・五で分配し、それ以上の長期にわたる資料は省いた。時期区分とその年代観について、本稿では『考古資料大

観 第八卷 弥生・古墳時代 木・繊維製品（山田昌久編、小学館二〇〇三年）に準じた。

⑤ 九州地方で桙・総かけの出土例は極めて少ない。指物に適した針葉樹を多用しない地域では、本稿で扱う資料に準じない紡織具の存在も想定され、今後検討する必要がある。

⑥ 弥生時代後期から古墳時代前期の滋賀県松原内湖遺跡、三重県六次A遺跡（Ⅲ層）例がある。

⑦ 以下、田辺編年（田辺昭三『須恵器大成』、角川書店、一九八一年）に基づく。

⑧ この他、陶邑TK二一六から二一〇八型式併行期の滋賀県湖西線遺跡、陶邑TK四七からMT一五型式併行期の奈良県西隆寺遺跡（下層）、上限がTK七三形式以前、下限が八世紀代となる三重県六次A遺跡（Ⅱ層）例があり、これらを出現期の糸桙としてまとめている。

⑨ 総かけ・糸桙が出現する以前は、総を他者に両手首で保持してもらい、糸玉にして小分けするという方法があったと考えられる（前掲注①竹内晶子文献）。

⑩ 『延喜式』卷四 神祇式 伊勢太神宮「金銅賀世比二枚 長各九寸六分 手長五寸八分」「銀銅賀世比二枚 長各九寸六分 手長五寸八

分)〔新訂増補国史大系〕

⑪ 金子裕之「律令期祭祀遺物集成」『律令祭祀論考』塙書房、一九九一年など。

⑫ 「卷はた一、こかせ一、つみ二」『乗院文書』京都大学所蔵、一

一七〇(嘉応二年十一月二十八日、興福寺領撰津国河南昌校住人等注進状。つみは紡錘車の意だろう。

⑬ はじめに注⑩奈文研一九八四年文獻。

第二章 総かけと糸杵

一 総かけ

本章では、七世紀後葉以降に主として出土する総かけ・糸杵の形態上の特徴に基づいた分析を行う。これまで出土した木製品から律令期の紡織体制を論じる際、織機部材を検討の対象としてきた。しかし、現段階において緯打具など特徴的な一部の部材を除き、出土した部材が織機の一部を構成するものであると確定することは容易でない。そこで、製織工程の内容をより具体的に明らかにする手段として総かけ・糸杵の分析が有効である。

総かけについては、民具資料との比較を試みた角山幸洋の研究がある^①。また、『木器集成』原始篇では近畿圏内で出土した総かけ・糸杵が集成された^②。その後、各地で出土例が増加したことから、これらに即した分析が必要である。ここでは、総かけ・糸杵のそれぞれについて形態上の特徴を整理し、基礎的な分類を行う。まず、法量の違いに着目し、総かけでは使用する糸の素材との対応関係、糸杵では用途との関係を推定する。また、機能上必ずしも必要としない装飾を目的とした加工に着目し、律令期以前、及び律令期の宮都と地方における総かけ・糸杵の加工の特徴を比較検討する。

(一) 総かけの認定基準

総かけとは、総を保持し、回転させて糸を引き出し易くする道具である。細長くした二本の支え木を十字に組み、回転軸をもつ台に乗せる。支え木の両側、四隅に腕木を差し込み、ここに総をかける。出土遺物としては、主に支え木が確認

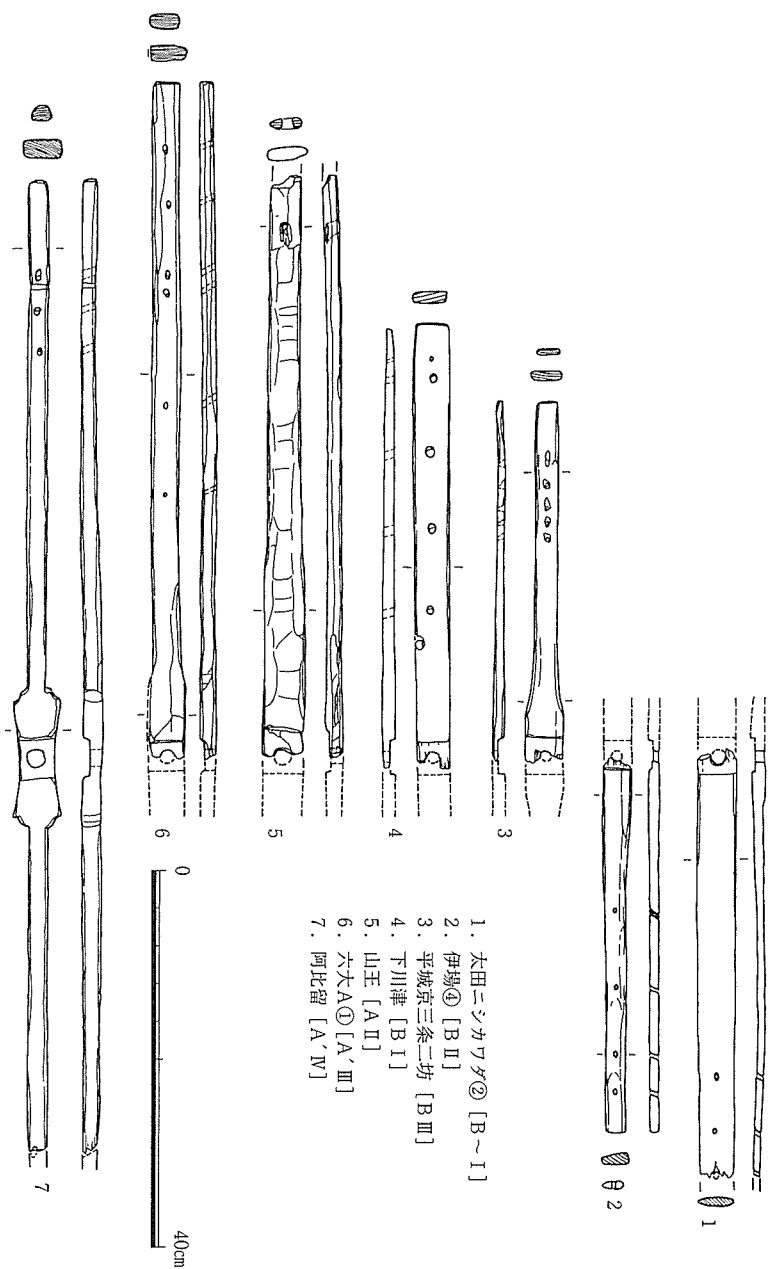


図5 総かけ

できる。支え木の中心部は通常相欠き仕口とし、回転軸を通す軸孔があく。その端部には腕木を差し込む小孔が上方を外側に向けて斜めにあく。斜めになるのは、上に掛けた総を外れにくくするためである。多くは、軸孔や小孔部分で折損した状態で出土する。腕木は小さな棒材であれば足りるため、単独の出土では認定が難しいが、支え木の小孔内に残る木片が確認できる資料もある(図5-2)。支え木を受ける台は、回転軸と櫓たぐりの台とも呼称される方形台状の木製品を組み合わせた構造が復元されている。また、笠状木製品もその候補とする案がある。^④

ここでは角山幸洋の研究と同様に、形態的特徴により確定できる支え木を分析の対象とする。さらに、遺存度の低い資料でも比較検討の対象とできるように、軸孔から小孔までが遺存する良好な資料三八点に基づき、支え木の法量的な認定基準を設定する。支え木中央部の軸孔周囲の幅は、九五%が二～五cmの範囲にある。幅は概ね端部に向かうに従い、やや狭くなる。個体差はあるが、最も狭いものでは幅一・五cm程度である。厚みは中央部でほぼ一～二cmの範囲にあり、端部では最も薄いもので〇・五cm程度となる。また、軸孔径は約八八%が一～二cmの範囲にある。以上の数値は総かけとして機能する上で妥当な法量の範囲と考えられる。この基準により、二世紀から一三世紀に属す、北は宮城県から南は岡山県までの出土例一〇三点を総かけとして認定した。

(二) 分類の視点

総の大きさ(図6) まず、支え木の軸孔の中心から斜めにあいた小孔の外側までの長さ(r)に着目する。この長さの違いは、総かけにかける総の大きさ(糸を輪状に束ねてできた総の一周分の長さ)に対応する。^⑤ 角山幸洋は出土した総かけの支え木八点を民具資料との比較から、rⅡ五〇～六〇cm程の第一形式と、rⅡ二〇～三〇cm程の第二形式に二分し、これを用途の差異とみた。^⑥ すなわち、撚りが戻りがちな麻などの強靱な植物性繊維で作られた糸は、総を安定させる必要があり、大型の第一形式を使用した。その一方、柔軟性のある絹糸などはその必要がなく、小型の第二形式で対応できるとした。しかし、支え木の法量差が用途差を反映するのであれば、時期が違っても同様の法量差が認められるはずであり、よ

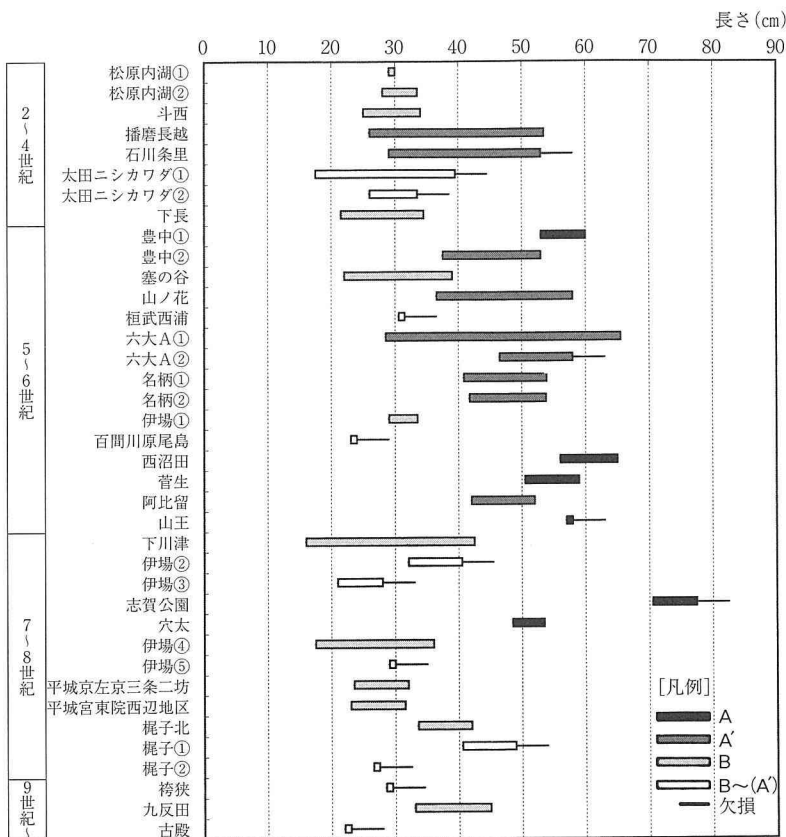


図6 総かけの支え木の長さ (r1～r2の範囲) による分類

り多くの資料を蓄積した上で再検討が必要となる。

ここでは、集成した資料のうち、軸孔（回転軸）から最も近い小孔（腕木）までの長さ（r1）と、軸孔から最も遠い小孔までの長さ（r2）が計測可能な三八点を分析する。図6にそれぞれr1からr2の範囲を示した。まず、r2に注目すると、約五〇～七〇cmと約三〇～四〇cmの二つの範囲に集中する。前者をA類、後者をB類とする。次にr1に注目すると、B類では二〇cm前後のものが多く、これに対して、A類ではr1が五〇cm前後に収まるものと、さらに二〇～四〇cm前後まで広がるものとに二つに細分できる。その結果、以下の三つに大きく分類できる。

A類：r1からr2までが約五〇

ゝ七〇cm以上の範囲にある。

A'類：r1が約二〇弱ゝ四〇cm、r2が約五〇ゝ七〇cmの範囲にある。

B類：r1からr2までが約二〇弱ゝ四〇cmの範囲に収まる。

B類で端部まで残る資料では、軸孔から端部までの長さがほぼ四〇cm以内に収まる。例えば、滋賀県下長遺跡例は軸孔から端部まで三七cmを計る。この場合、三七cm以内の長さでの使用を前提として製作され、五〇ゝ七〇cmの範囲に総をかけるという状況は元々意図していない。つまり、A類は大きい総用に、B類は小さい総用に作り分けている。そして、A'類は本来大きい総用に製作された総かけを、小さい総にも対応できるようにしたと解釈することもできる。

A類・A'類は三・四世紀を初現として、五世紀代には近畿から東海地方で顕著となり、六世紀に入ると千葉県菅生遺跡、山形県西沼田遺跡例など関東・東北地方に分布を広げる。七・八世紀では滋賀県穴太遺跡、愛知県志賀公園遺跡例がA類である。B類は、四世紀では滋賀県斗西遺跡・下長遺跡、石川県太田ニシカワダ遺跡例(図5-1)など近畿から北陸地方にかけてみられ、五・六世紀では岡山県百間川原尾島遺跡、静岡県伊場遺跡例などさらに中国から東海地方に広がる。

七世紀以降では、平城宮・京(図5-3)や伊場遺跡④(図5-2)、兵庫県狹遺跡例などがB類である。このように資料数は十分とはいえないが、A類・B類がそれぞれ特定の時期や地域に片寄る傾向は現れない。

むしろ、重要なのは対応する糸の素材の差である。紡いだ麻糸や樹皮繊維を巻いておくための棒との共伴関係を確認したところ、棒は総かけB類ではなく、A類・A'類と共伴することがわかる(表1)。太田ニシカワダ遺跡の総かけは端部が欠損していることから、A'類となる可能性をも考慮すると、棒と共伴した総かけのうち長さの判明するものはすべてA類・A'類である。すなわち、棒と組み合わせる総かけA類は、麻などの植物性繊維に使用した可能性が高い。絹が柔軟であるのに対して、麻などの植物性繊維はごわつき、折り目がつき易いという性質を考慮すると、総かけA類は麻などの植物性繊維に、総かけB類は絹繊維により適す傾向にあるといえる。

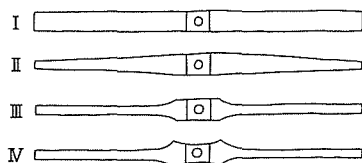


図7 支え木の平面形による分類

総かけにかける総の大きさは、紡いだ糸の枠への巻き取り方と関連する。つまり、枠の法量と糸の巻き取り方によって

総の一周分の長さが決定する。先述したように、総は糸の束を数える単位にもなるため、その糸の束の大きさは地域や集団、時期によって異なっていた可能性はある。小孔の数や小孔の位置については使用する糸素材への適性、すなわち麻糸と絹糸の違いに加えて、総の大きさに関する地域的、集团的、時代的な規制をも考慮する必要がある。例えば、それぞれ

八世紀・一〇世紀前半に属す静岡県梶子北・九反田遺跡の二例は r_2 が四〇cm前後とB類に含まれるが、 r_1 の値が三〇cm以上と大きく、B類の平城宮・京例とは排他的である。類例の増加を待つて、さらに細かい分析を行う余地がある。

支え木の平面形にみる特徴 次に、支え木の平面形に着目する。支え木の平面形は、形状により以下の四つに大別できる（図7）。側面の刳形の有無や加工の程度の違いは総かけの機能とはほとんど関係しないとみてよい。

I類：軸孔のある中央部から端部まで、幅がほぼ一定であるもの（端部の幅は中央部の幅の九〇%以上）。

II類：中央部から端部にかけて徐々に幅が狭くなるもの（端部の幅は中央部の幅の九〇%以下）。

III類：中央部寄りの両側面を刳り込んで、幅が急に狭くなるもの。

IV類：III類の中央部の両側面にも刳形をいれたもの。

製作に費やす手間からみると、I類が最も加工の程度が低く、IV類は最も加工の程度が高い。したがってIV類が最も装飾性に富むといえる。時期を追って支え木の平面形の特徴をみると、二世紀から四世紀（弥生時代後期から古墳時代前期）ではI〜IV類までそれぞれ認められる。五・六世紀ではIII類が七〇%と主体となり、I類が二%、II類が一一%、IV類が一七%である（ $n=27$ ）^⑧。七・八世紀ではI類が四〇%、II類が二七%、III類が三〇%、IV類は三%となる（ $n=185$ ）。七・八世紀では前代では少数であったI類・II類が大幅に増加する。分布をみると、I類には静岡県伊場遺跡、香川県下川津遺跡（図5-4）、愛知県志賀公園遺跡例などがある。II類は宮城県山王遺跡、

静岡県梶子遺跡・伊場遺跡(図5-2など)例などがある。平城宮・京例(図5-3など)がⅢ類であることと比較すると、Ⅰ類・Ⅱ類は地方に分布する傾向がある。このように、七・八世紀では加工度の低いⅠ類・Ⅱ類が多くみられるようになるが、特に地方において顕著となる。

以上、総かけの支え木について、まず、総の大きさに対応してあけられる軸孔から小孔までの長さに着目すると、大型のA類と小型のB類に大別できる。その大きさの違いは、前者は麻などの植物性繊維、後者は絹という糸の素材の違いに基づくことを追認した。次に、支え木の平面形に着目すると、加工度の低いⅠ類から高いⅣ類まで四つに分類できる。特に、七・八世紀の地方では、支え木側面の加工度が低く、実用に徹する傾向にあることを明らかにした。

二 糸 枠

(一) 糸枠の認定基準

糸枠とは、狭義には回転を利用して、総かけにかけた糸を小分けする道具である。複数の枠木と横木を組み合わせて横木の中心に軸棒を通す。軸棒を手で保持して回すか、台に差し込んだ支柱に固定させて回す方法が知られ、枠木部分に糸を巻き取っていく。出土遺物としては、枠木と横木が主である。軸棒は、用途不明の棒状木製品の中に含まれている可能性がある。軸棒に用いる樹種は特に選択されたと考えられるため、確定するための手がかりとなるだろう。^⑩

糸枠の構造は、横木二本を十字に組んだものの二つを枠木四本と結合する枠木四本組合せ式が主体であり、それ以外の構造は非常に例が少ない。^⑪各部材の形態は特徴的で、分離した状態でも容易に確定できる。枠木四本組合せ式では、横木の中心部は相欠き仕口とし、軸棒を通す孔をあける。横木の両端は枠木腹面に差し込むため、棒状に削り出す。枠木は背面側に糸が直接に巻き付くため、背面を滑らかに面取りする必要がある。よって背面側の断面形は丸い。腹面には横木に結合する柄孔を設ける。枠木側面から柄孔に直交して木釘を打ち込んで横木を固定する場合もある。その場合、横木端部は

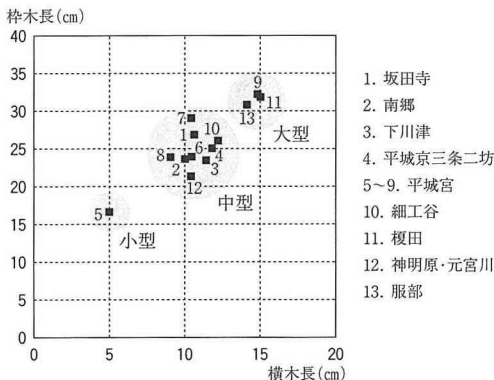


図8 糸杵の法量による分類

木釘によって欠損することが多い。ここでは、五世紀から一〇世紀に属す、北は秋田県から南は佐賀県までの出土例一七三点（杵木九六点、横木七七点）を元に分析を進める。

（二） 分類の視点

法量による分類（図8） まず、杵木と横木からなる糸杵の大きさに着目する。糸杵に巻く糸の長さは、杵木と横木の長さ按比例する。したがって、糸杵の法量差は用途上の違いに基づく可能性がある。『木器集成』古代篇では、杵木の長さから、小型：一六cm前後、中型：二四～二八cm前後、大型：三二cm以上の三種に分類された¹³。しかし、糸杵の大小は杵木だけでなく、横木の長さとも関わる事実を指摘しながら、杵木と横木の長さの相関性は具体的に提示されていない。そこで、杵木と横木が組み合わさって出土した資料一三点の具体的な数値を元に、

杵木と横木の長さの相関関係を明らかにし、法量差に基づく分類を試みる（図8）。これには横木の軸孔の径がほぼ対応するため、それを加えて、以下の三つに分類する。

大型糸杵：杵木の長さが三〇cm以上、横木の長さが約一四cm以上、軸孔は直径約二～四cm。

中型糸杵：杵木の長さが三〇cm未満、横木の長さが九～一二cm程度、軸孔は直径約〇・五～一cm。

小型糸杵：杵木の長さが約一六cm、横木の長さが約五cm、軸孔は直径約〇・三～〇・四cm。

この数値を基準にすれば、杵木や横木が単独で出土した場合でも、大・中・小のいずれに属する糸杵の部材か判断できる。ただし、一〇世紀以降では横木

の長さが二〇cm台のものが一定数認められる。現時点で梓木と組み合う出土例はないが、さらに大型化した糸枿の存在も想定できる。また、一二世紀以降では中型糸枿の梓木が短くなる傾向があるため、ここで示した相関関係は、特に五世紀から九世紀代に適用できるものと考えておく。なお、小型糸枿については現時点で二点が確認でき、類例を待つて検討したい。^⑮

ここでは、梓木・横木の単独資料を併せて、時期ごとに大型糸枿と中型糸枿の占める割合をみる。出現期である五・六世紀の糸枿はすべて中型である（nⅡ七・五）。七世紀の糸枿は大型が九・四%、中型が九〇・六%を占める（nⅡ一六）。以下、八世紀では大型が四%、中型が九三・四%（nⅡ七六）、九世紀では大型が一二・二%、中型が八七・八%を占める（nⅡ二四・五）。このように、どの時期においても概ね中型糸枿が主体となり、大型糸枿は主体とはならない。

糸枿を広義に糸を巻き取る道具として解釈すると、紡織工程のどの段階で使用したか限定することは難しい。例えば、繭から蚕糸を巻き取る枿（糸繰枿）、蚕糸を繅にするために巻き取る枿（揚枿）なども糸枿の一種である。しかし、一度に最も数多くの糸枿を必要とするのは、織機に経糸をかける整経作業の段階である。したがって、五世紀から九世紀に主体となる中型糸枿は、整経作業やその前後の一時的な保管に使用された可能性が高い。大型糸枿は少数ながらも一定存在するため、中型糸枿とは別の作業段階での使用が想定される。ここでは繰糸用としての可能性を残しておきたい。

糸枿部材にみる加工の特徴（図9・11） 次に、糸枿の梓木の腹面にみられる加工の特徴に着目する。梓木は角材か丸棒に横木を差し込む孔をあけ、糸が巻き付く背面を丸く面取りすれば十分に機能する。したがって、糸が直接触れることのない腹面の加工は糸枿の機能に影響しない。ここでは、腹面の加工の特徴により分類を行い、出現期の糸枿と平城宮・京を主とした宮都、七世紀後葉から一〇世紀代に属す地方の糸枿を比較する。

『木器集成』古代篇では糸枿は形状により四つに分類されたが、その後、この分類に収まらない資料も増加した。ここでは、梓木の腹面と先端部にほどこした主要な三種の加工と、柄孔にみる二種の加工を取り上げる。部位ごとの加工要素

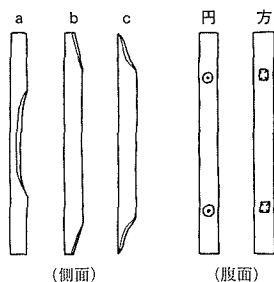


図9 桼木腹面の加工分類

を次のように把握し、その組合せを「a b 方」・「a b c 円」などと表記して桼木の加工の特徴を表した（図9）。
桼木腹面にみる加工要素

a：二つの横木との結合部間に刳形をいれる。

b：横木との結合部から両端に向かい斜めに削る。

c：bからさらに、横木との結合部から両端にかけて刀身状に尖らせる。

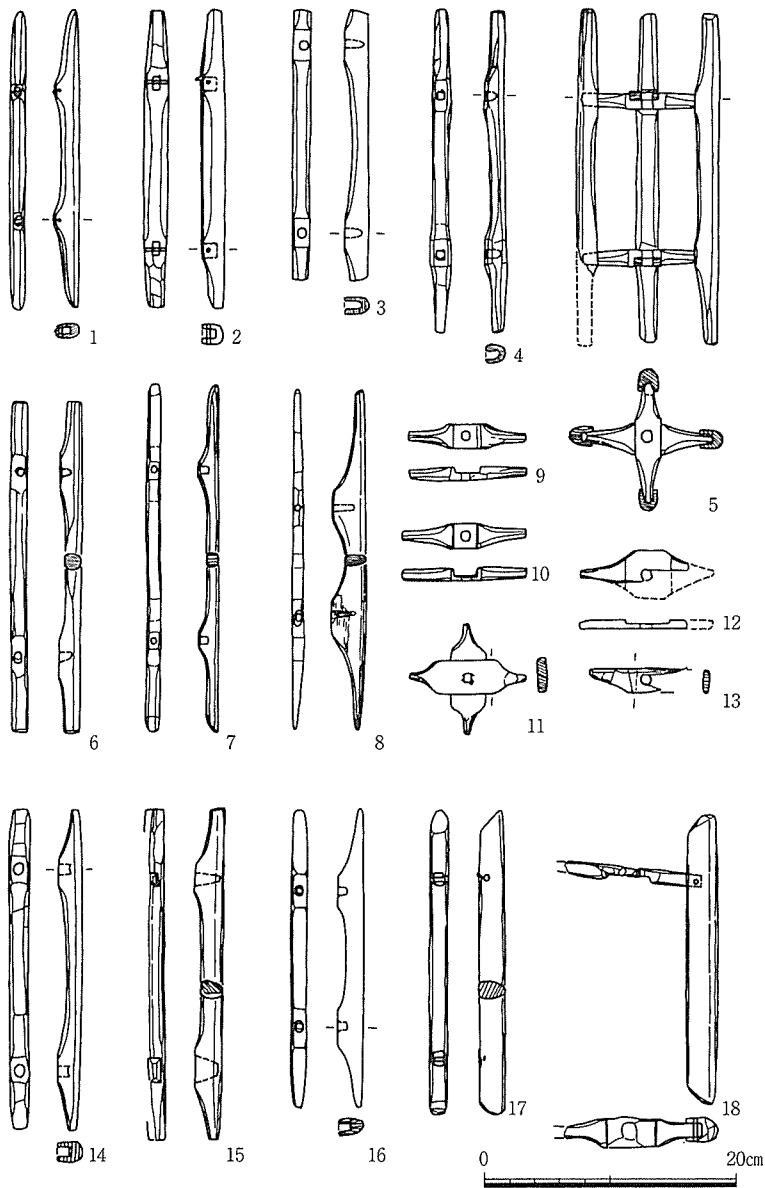
桼孔の形状

円：鼠刃錐や三つ又錐、四方錐などで回転穿孔し、平面円形を呈する。

方：鑿や刀子などで穿孔し、平面方形を呈する。

例えば「a b c」は最も加工の程度が大きく、実用度というよりも装飾度をより高めたものといえる。また、桼孔の形状は使用した穿孔工具を反映する。鼠菌錐や三つ又錐などが古代においてどの程度普及していたか明らかないが、鑿や刀子に比べるとやや特殊な工具といえるだろう。

まず、出現期の糸桼の桼木を検討する。大阪府上津島遺跡例（図10-1）は横木の結合部との間に刳形を入れ、両端を側面からみて刀状に尖らせ、全体的に華奢なつくりである。桼孔は円形を呈する（「a b c 円」）。滋賀県湖西線遺跡例（図10-2）は横木の結合部間には角を軽く削る程度で刳形はなく、両端は斜めに削るが先端部は平坦である。桼孔は方形を呈する（「b 方」）。奈良県名柄遺跡例（図10-3）は「a b 円」である。三重県六太A遺跡例は「a b 円」であるが、一部に結合部間を腹面だけでなく両側面からも刳り込み、細くするものがある（図10-4）。奈良県西隆寺（下層）例は整形技法上「a b c 円」といえるが、全体的に幅が広く厚みが薄い点でやや特異な形状を呈する（図10-8）。このように、



1.上津島 2.湖西線 3,12.名柄 4.六六A 5.坂田寺 6,7.平城京三条二坊 8.西隆寺(下層)
9.平城宮 10.細工谷 11.長登銅山跡 13.屋代 14.伊場 15.城山 16.袴狭 17,18.下川津

図10 中型系杵

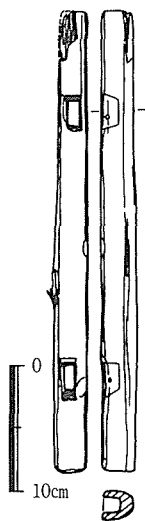


図11 大型糸杵
(下川津)

出現期の糸杵はほとんど加工要素がそれぞれ異なり、統一性がない。

次に、資料がまとまっている平城宮・京の出土例を検討する。平城宮・京では、加工a bと加工a b cで全体の七六％を占める(図12)。また、柄孔のほとんどは四つ目錐などを使用した凹形を呈する。方形の柄孔をもつものは一点確認できたが、これは加工aのみをほどこした加工度の低いもので例外的である。このように、平城宮・京の糸杵には画一性の高い加工がほどこされ、「a b 凹」と「a b c 凹」を主とする(図10・6・7)。また、難波京内に位置する細工谷遺跡例も「a b 凹」と「a b c 凹」の二タイプがあることから、これを宮都の特徴として一般化できる。そこで、これらを宮都型とする。遡って、飛鳥京域で確認される七世紀代に属する糸杵部材に、七世紀中葉の坂田寺跡(図10・5)がある。杵木の両端は平らなままで、横木との結合部間をやや軽く削り込む。柄孔は凹形を呈する(「a b 凹」)。ここに宮都型の起源を求められそうである。

次に、地方で出土した糸杵の杵木について検討する。地方では宮都型「a b c 凹」は少なく、現時点で徳島県観音寺遺跡、静岡県伊場遺跡(図10・14)、兵庫県袴狭遺跡例(図10・16)に限られる。むしろ、柄孔は方形を呈するものが半数近くを占め、加工a・b・cのいずれもほどこさないものもあるなど、加工度が低いものが目立つ(図12^⑮)。また、加工b・cをほどこす場合でも、横木との結合部を起点に削るのではなく、端部に近い部分のみを削るものがあり、それぞれ(b)、(c)と表記した。

例えば、香川県下川津遺跡例(図10・17・18)は両端に近い部分だけを僅かに削り尖らせ、全体的に太身である。柄孔は方形で鑿などによる穿孔時の加工痕を粗く残す(「c」方)。
ただし、糸が巻き付く背面は凹滑に削り、丁寧に仕上げる。下川津遺跡例は糸杵としての機能は十分果たすが、装飾的な加工は一切省略するというもので、より実用に徹したといえる好例である。

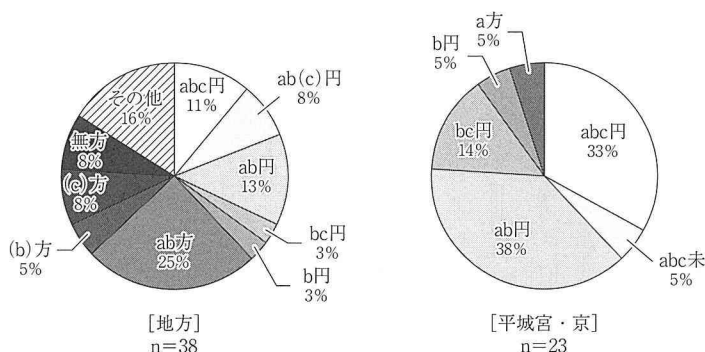


図12 杵木の加工

地方の糸杵は、全体としてみた場合、腹面における装飾的な加工度が低く、柄孔が方形のものが多いという特徴がある。ただし、加工要素は多様で、遺跡ごとのまとまりから地方型を設定することも難しいため、ここでは非宮都型と総称しておく。

最後に、横木の加工についても宮都と地方の比較を行う。横木の長さは機能を反映することから検討対象とはせず、機能とは関係しない側面の幅や加工の特徴に着目する。初現となる名柄遺跡例は、幅三・二cmで十字に組む相欠きの仕口が平面八角形を呈する(図10-12)。しかし、仕口は通常平面四角形であり、これが初現期の特徴であるかは今後の検討課題である。宮都の横木は、平面四角形で幅約一・五～二・五cmの範囲に収まる。端部は、仕口近くを起点に両側から棒状に削り出すという画一的な加工をほどこす(図10-9)。そこでこれを宮都型とする。

地方の横木には、非宮都型がある程度認められる。例えば、山口県長登銅山跡例(図10-11)は杵木との結合部のみを細くした短い突起をもつ。静岡県御子ヶ谷遺跡例には、幅が三・〇～三・七cmと宮都より広いものがある。また、長野県屋代遺跡例は両端の棒状の突起を片側に寄せて削り出す(図10-13)。ただし、こうした例は少数で非宮都型の特徴は杵木によく表れる。

以上、糸杵について、まず、杵木と横木からなる大きさにより大型・中型・小型の三つに分類できる。糸杵の法量は、紡織工程のどの段階で使用するかによって異なり、主体となる中型は整経工程で使用すると推定した。次に、杵木の腹面

や横木の側面の加工に着目し、その加工の違いが時期差や地域差を反映することを明らかにした。特に、宮都で使用した糸枠は画一性の高い宮都型を特徴とするのに対して、地方の糸枠は在地性の強い特徴をもつものが多く、加工に画一性がないことから、非宮都型と総称できる。

- ① はじめに注⑨角山幸洋一九九二年文献。なお、角山幸洋は認めかけを舞羽と呼称する。
- ② はじめに注⑩奈文研一九九三年文献。
- ③ 「三重県埋文セ二〇〇〇」一五九頁第三二圖一四一七・四一八、一六〇頁第三二圖。
- ④ 前掲第一章注④山田昌久文献。
- ⑤ 認め大きさは、 $r \times 2$ を対角線とする正方形の外周の長さ以上、 r の値を半径とする円周の長さ以内と復元できる。
- ⑥ 角山幸洋は「中央からのカセの直径」として提示したが、その図版第六（はじめに注⑨角山幸洋一九九二年文献）から判断すると、本稿で定義する r 値に近似するとみてよい。
- ⑦ IV類とした滋賀県阿比留遺跡例は花弁状の刳形を加え、さらに加工度が高い（図5-7）。
- ⑧ 特に、IV類は東海から近畿地方に分布が集中する。
- ⑨ 第一章注①竹内晶子文献など。
- ⑩ 民具資料の糸枠・認めかけの台に付属する軸棒部材には回転時の摩擦を防ぐため、殆どがアカガシ亜属を用いる。また、鉄製の場合もある。
- ⑪ 枠木四本組合せ式と枠木六本組合せ式とに大別でき、それぞれ横木二―三本と組み合うものと横木一枚板と組み合うものがある。また、枠木と横木を一本で作る枠木四本一木式、枠木六本一木式がある。
- ⑫ はじめに注⑩奈文研一九八四年文献。
- ⑬ 一点は平城宮内裏北外郭SK八二〇出土例で、最大径5cmの正六角形の一枚板に枠木六本が結合する（奈文研一九七六）PL六七一四三。もう一点は平城京二条大路SD五二〇〇出土例で未製品であるが、法量から小型としてよい（奈文研一九九五）PL一八七―一七〇。
- ⑭ I：断面が円形に近い棒状につくるもの、II：枠木の腹面を平坦にして断面が蒲鉾形を呈し、横木の結合部から両端に向かって斜めに削込むもの、III：IIの二箇所の結合部に浅い刳形をいれるもの、IV：IIIの形態をとるが、両端の側面形を刀身形に失らしたもの、に大別された。本稿の「a b」はIII類と、「a b c」はIV類と同義になる。
- ⑮ 第一章注⑧を参照。
- ⑯ 地方では糸枠の特徴に大きな時期差がみられないため、図12では七世紀後葉から九世紀に属す資料をまとめた。
- ⑰ 中型糸枠の横木の長さは出現期から近世まで八―十二cmに集中し、一貫した長さを保つ。

第三章 宮都・地方における紡織

製糸具の枠と製織具の認めかけが出土する場合、製糸と製織を近接した場所で行ったと推測できる。この場合、糸をつ

くり、縹の形で保管しておき、織る分量が貯まると織物に製することになる。つまり、製糸から製織工程までを一貫して担った可能性が高い。しかし、平城宮・京や静岡県伊場遺跡群では、縹かけや糸枠は出土するが、枠は出土しない。大量の木製品が出土した条件の下で、紡織具が縹かけや糸枠などの製織具のみで構成され、製糸具の枠が不在である場合、製織の場と製糸の場が離れていたと推測できる。さらに、枠だけでなく紡錘車も不在であれば、特に麻など植物性繊維の製糸部門が分かれていたことを明示する。すなわち、律令制成立期の宮都や地方官衙の一部においては、糸を縹の形で貢納や交易によって入手し、製織のみを行う分業制が確立していたのである。

本章では、縹かけと糸枠の分析結果を元に、宮都及び地方の紡織体制を分業のあり方を検討する。

一 平城宮・京の紡織体制

宮都では、最も出土資料の多い平城宮・京の紡織体制について検討する。平城宮・京では、現時点で製織具の糸枠が六〇点近く出土する一方、製糸具の枠が出土しない。紡織具における枠の比率は著しく低いことが推定できる。また、紡錘車の出土例は極めて少数にとどまる。^①したがって、平城宮・京では糸を生産したとしてもごく補足的なもので、主として製織に集中する体制をとった。仮に宮都に製糸部門が存在したとしても、枠を必要とするような麻糸の生産があったとは考えにくい。また、絹糸についても、賦役令では正調の一品目に「糸」があげられ、一般に絹糸のことと理解されることから、その大部分は縹の形で諸国から集積しただろう。^②このように、織物の材料とする大量の糸は、縹の形で京外から持ち込まれたと考えてよい。

さて、平城宮・京において製織具の糸枠・縹かけを出土した遺構は、その性格から①平城宮内、②長屋王家関係、③二条大路関係の遺構群の大きく三つの群に分けられる(表2)。^③①③で平城宮・京の出土例の九一%を占める。①は内裏北外郭の土壙SK八二〇、東院西辺地区の溝SD九六四八など平城宮内の遺構群である。②・③は平城京左京二条二坊・

表2 平城宮・京における認めかけ・糸杵出土遺構

遺構区分	出土遺構	点数
平城宮内	内裏北外郭土塙SK820	6
	内裏外郭東大溝SD2700	1
	内裏外郭西大溝SD3715	3
	東院西辺地区溝SD9648	1(1)
	第一次大極殿院西北隅	1
長屋王家関係	左京一条三坊十五坪溝SD485	1
	左京三条二坊八坪南北溝SD4750	5(1)
	左京三条二坊八坪井戸SE4770	1
	左京三条二坊七坪井戸SE4366	1
	左京三条二坊六坪導水路SD1525	2
二条大路関係	(左京三条) 東二坊々間路西側溝SD4699	1
	二条大路上南壕状遺構SD5100	17
	二条大路上北壕状遺構SD5300	1
	二条大路北側溝SD03	1
	左京二条二坊十三坪西側溝SD2750	1
平城京域	(左京七条) 東一坊大路西側溝SD6400	2
	(右京九条一坊) 九条大路北側溝SD01	1
	右京八条一坊十三・十四坪井戸SE1880	1
	西隆寺跡土塙状遺構SX033	1

() 内は認めかけの出土数

三条二坊の遺構群である。左京三条二坊一・二・七・八坪ではA～G期の遺構が検出され、このうちA期、B期は長屋王邸跡である。邸宅内で検出された溝状土坑SD四七五〇、井戸SE四七七〇などは、「長屋王木簡」を大量に出土した遺構でもある。C期の南壕状遺構SD五一〇〇や北壕状遺構SD五三〇〇は、二条大路の側溝の内側に掘られたもので、「二条大路木簡」の出土遺構としても知られる。

①では、大型・小型糸杵が各1点あるが、主体となるのは中型糸杵「a b 円」・「a b c 円」である。また、認めかけは

「B Ⅲ」である。②では、中型糸杵・認めかけが出土した。中型糸杵は「a b 円」・「a b c 円」の二タイプがある。認めかけは「B Ⅲ」である。③では中型糸杵が主体を占め、「a b 円」・「a b c 円」

の二タイプがある。また、小型糸杵も認められる^④。このように、三つの遺構群とも宮都型の中型糸杵を主体とする点で共通する。また、二つ以上の遺構群から出土しているのは認めかけ「B Ⅲ」、中型糸杵「a b 円」・「a b c 円」、小型糸杵である。製織具の基本的な構成が共通するため、それぞれの生産内容も大きく違わないだろう。認めかけが絹に適したB類で

あることから、絹織物を生産したと推定される。

律令制下では、大蔵省の織部司は錦・綾・羅などの高級織物を織り、諸種の染色を掌った。『令集解』職員令古記所引別記によると、生産者は品部として、錦綾織一一〇戸、呉服部七戸、川内国広絹織人等三五〇戸などが配され、一部は中央の織部司に上番して製織に従事した。^⑤ 織部司のような宮内工房の所有した用具が廃棄されたのが①であろう。②の長屋王邸跡では大量に出土した木簡により、邸宅内で様々な手工業生産を行ったことが明らかである。織物生産に関しては、「染司」、「染女」など染色の部局や工人を示す文字資料が出土したが、製織工程に関わる文字資料はない。このことから八世紀前半では貴族は家政機関に独自の織工を抱えず、国家が主導する生産体制に依存したとする意見がある。^⑥ しかし、長屋王邸でも製織具を所有したことから、総の形で入手した絹糸を染色し、織物として製織した可能性もある。また、③については七二九年の「長屋王の変」後、長屋王邸跡地に光明皇后宮が営まれたとする見解がある。中林隆之は、正倉院文書から皇后宮職の検討を行い、光明皇后の家政機関に綾を織るための官司「綾司」が存在したと指摘した。^⑦ このように、平城宮・京では宮内工房と上位貴族の邸宅内で絹織物を生産したと推定できる。

二 地方の紡織体制

地方の国衙工房における高級絹織物の生産は高度な技術を要し、また在地での需要がなかったため、定着しなかったとされる。^⑧ これに対して、平織は弥生・古墳時代以来の日常衣料を織成する技術の一環を成していた。前章で明らかにしたように、地方で出土する総かけ・糸枳は、宮都のものと比較して加工度が低く、実用に徹するものが多い。中でも糸枳は加工に画一性がみられない非宮都型が主体となる。総かけと糸枳が在地で製作、調達されたという事実は、平織の布や絹の生産が在地に根づいていたことを示すだろう。

七世紀後葉以降、総かけと糸枳は官衙遺跡、あるいは官衙に近接した関連施設と推定できる遺跡から出土する傾向があ

表3 7～10世紀の枠・総かけ・糸枠出土遺跡一覧

遺 跡 名	時期（世紀）	枠	総かけ	中型糸枠／ 大型糸枠	備 考
奈良県 上之宮	6 後半～7 初頭			○	豪族の居宅
滋賀県 阿比留	6 後半～7 初頭		A' IV		拠点集落、渡来系集落
愛媛県 米住庵寺	6 後半～7 初頭		○		集落
宮城県 山王・市川橋	6 後半～7 中葉	○	A II、I		拠点集落（後の多賀城南面）
福島県 根岸	7 前半～中葉	○			豪族の居宅、後に磐城郡衙の郡司の居宅、館
滋賀県 穴太	7 前葉～中葉	○	A III	○	渡来系集落
奈良県 坂田寺	7 中葉			ab 円	
奈良県 伝飛鳥板蓋宮	7 中葉			ab 円	飛鳥板蓋宮
奈良県 藤原京紀寺	7 後葉			○	
奈良県 南郷下茶屋地蔵谷	7 後葉～末葉			ab 円	拠点集落
奈良県 藤原宮・京	7 後葉～8 初頭			a-円	
	7 前葉～中葉	○			栗国造居館周辺
徳島県 観音寺	7 後葉			abc 円	名方評衙
	7 末葉～8 前半			ab 円	阿波国府
長野県 屋代	7 中葉～8 前葉	○	A'	△／△	信濃国埴科郡衙、郡司の居宅、信濃国府関連
香川県 下川津	7（～8 前半）		B I	(b)方、(c)方／無方	豪族の居宅、足尾郡衙の出先機関、津
埼玉県 北島	7	○			拠点集落
愛知県 志賀公園	7 末葉～8 初頭		A I		尾張国山田郡衙？
	6 中葉～7 中葉	○	○		集落
静岡県 伊場（梶子・梶子北・城山）	7 後葉		B-I、B-II、B-III	abc 円、ab 方、a(c)-	遠江国敷智評衙
	7 末葉～8		B I、B II、B-I・II	abc 円、ab 円、b c 円、a方／ab 方	遠江国敷智郡衙
奈良県 平城宮・京	8 前葉～後葉		B III		
大阪府 細工谷	8 中葉			abc 円、ab 円	難波京城内寺院「百濟尼寺」、工房
静岡県 御殿・二之宮	8			ab-	遠江国府
静岡県 川合八反田	8	○		ab 方	駿河国阿倍郡衙？
静岡県 御子ヶ谷	8（～9）	○		ab 方、△	駿河国志太郡衙の館、後に郡司の居宅
兵庫県 小犬丸	8			ab 円	山陽道布勢駅家
京都府 芝山	8			bc 円	官衙関連（山城国久世郡衙より南約1km）
大阪府 大蔵司	8 後半		II、III		拠点集落（摂津国嶋上郡衙より北約1km）
京都府 長岡京	8 後葉			a-円、(c) 円	
兵庫県 川岸	8 末葉～9 前半			b 円	第二次但馬国衙周辺
山口県 長登銅山跡	8 中葉～9			△	官営銅精錬所
三重県 杉垣内	8～9			ab 方	拠点集落
島根県 タテナヨウ	8～9		II		駅家？
秋田県 中谷地	8 後半～9	○		／ab 方、b 方	官衙関連（出羽櫛より北方）
兵庫県 吉田南	8 後半～9		III		播磨国明石郡衙、駅家
奈良県 布留	8 後半～9		IV		
新潟県 八幡林	9 前半（8 末～10）			ab 円、ab 方、ab (c) 円、△	越後国古志郡衙
長野県 板田	9 中葉～後葉			／無方、△	集落
佐賀県 下中枕	9 中葉			ab方、無方	館、荘園関連
富山県 じょうべのま	9			△	初期荘園荘家
富山県 北高木	8 末葉～9 初頭		○		初期荘園荘家周辺
兵庫県 袴狭	9	○	B-III	abc 円	但馬国出石郡衙、集落（水田跡）
石川県 近岡ナカシマ	9			○	加賀国衙曹司？
静岡県 神明原・元宮川	9（～12）			abc -、△	駿河国有度郡衙関連、拠点集落
秋田県 弘田棚	9～10			△	
滋賀県 服部	9 後葉～10			／ab方	拠点集落
静岡県 九反田	10 前半		B I		敷智郡衙関連？（溝跡）
群馬県 元総社寺田	10			／ab方	上野国府
滋賀県 正伝寺南	10～			／○	集落
埼玉県 お伊勢山	古代			／○	集落
福島県 荒田目条里	古代			ab方	拠点集落、官衙関連（磐城郡衙より北西約1.5km）

【凡例】無はa、b、cの加工がいずれもない。△は非宮都型の横木を含む。－は欠損により不明

る(表3)。これは紡織工程のうち、整経作業は官衙に付属する工房で行われたことを示し、布や絹の生産は郡司など在地の有力豪族が請け負っていたという説を補強する。平織の布や絹は、調や庸として貢納する場合、令で織幅と長さが規定されたことから、織機にかける経糸を整経するには、従来とは別の方法を採用する必要があった。^⑨ 令の規定に対応した布や絹は、郡衙工房のような管理の行き届く場所でこそより円滑に生産されただろう。

本項では、まず七世紀後葉から八世紀かけて、製糸と製織の両部門において新たな紡織技術が地方へ拡散することを明らかにする。このような技術革新が調庸制下の官衙と集落のそれぞれにおいて認められることから、官衙(特に郡衙)を拠点として、周辺集落を取り込んだ紡織体制が整っていたと推定する。そして、当該期で紡織具がまとまって出土した遺跡を事例として、地方における製糸と製織の分業のあり方とその特質を明らかにする。

(一) 紡織技術の地方への拡散

糸枠の導入 製織工程に糸枠を導入すると、糸の巻き取りから整経までの作業を効率よく進めることができる。糸枠に巻き付ける方法は、糸玉にする方法よりも巻き取りに費やす時間が短縮される。また、整経作業中、糸玉では糸を引き出すと糸玉自体が回転するのに対して、糸枠は安定するため、糸を傷めることなく引き出すことができる。したがって、糸枠の導入は製織部門における一つの技術革新といえる。

糸枠は、先述したように、五世紀半ばから六世紀の出現期では畿内周辺に限り分布するが、七世紀後葉から八世紀になると、四国・東海・中部地方に分布域を広げる(図13)。この時期に地方で糸枠を出土する例は、官衙遺跡、あるいは官衙に近接する関連施設と推定できる遺跡が大部分である。一方、集落遺跡から糸枠が出土する例は九世紀以降に片寄ることから、集落での使用は遅れるだろう(表3)。したがって、七世紀後葉から八世紀の地方諸国では、官衙を拠点として糸枠を導入し、製織技術の向上や作業の効率化を計ることに積極的であったといえる。

鉄製紡錘車の受容

製糸部門のうち麻糸の生産について手がかりとなるのは、七世紀後半から八世紀に東日本へ分布域

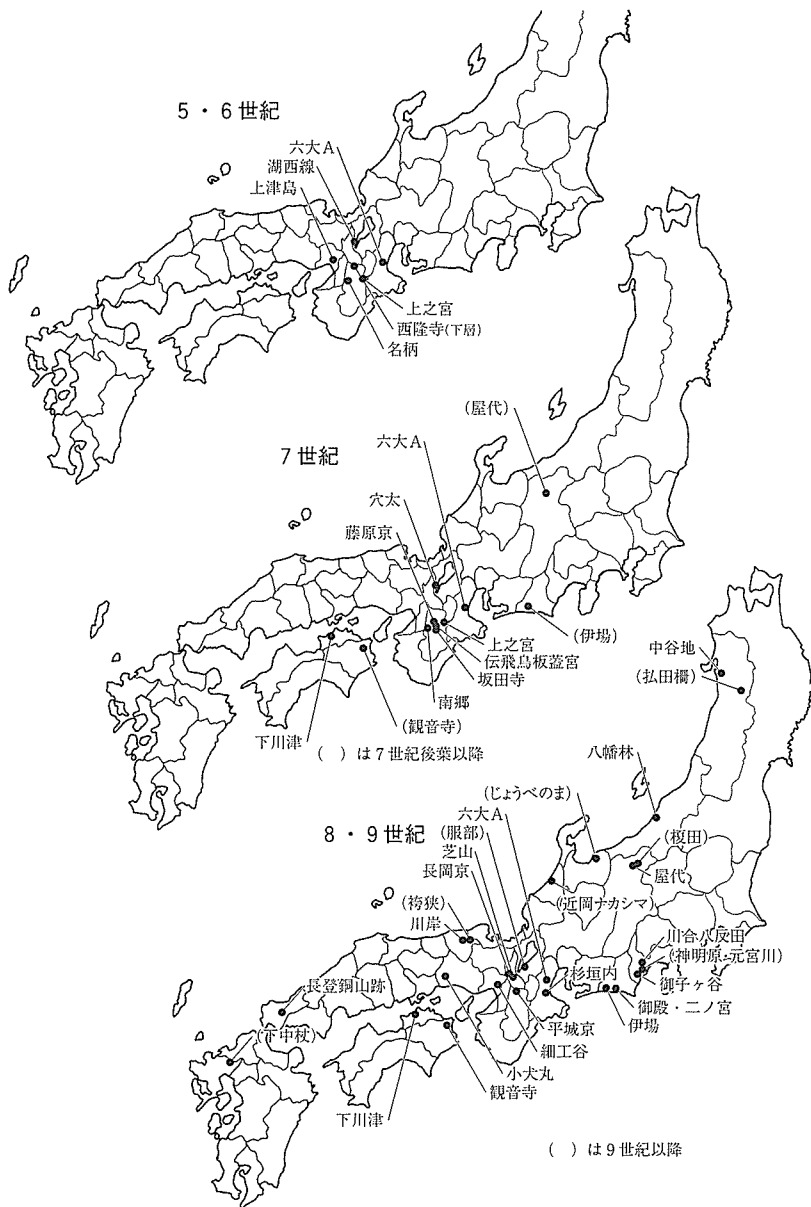


図13 糸梓出土遺跡分布

を広げる鉄製紡錘車である。これまで東日本における研究が進展し、鉄製紡錘車の普及やその意義について論じられてきた。特に、紡軸に糸の付着がみられる場合は、それが麻などの植物性繊維であること、鉄製紡錘車の分布が『延喜式』主計式にみられる布の貢納国と一致することが指摘された。^⑪

鉄製紡錘車は六世紀代に出現し、まず西日本を中心に流通する。^⑫さらに、七世紀前葉から中葉には、紡錘車の法量に画一化が進む。^⑬鉄製紡錘車が東日本へ広がるのは、規格化した鉄製紡錘車が畿内とその西側に流通する段階を踏んでからであり、従来からある石製や土製の紡錘車に加えて、鉄製紡錘車を使用することは製糸部門における一つの画期である。そこで、一地域内における鉄製紡錘車の受け入れ状況を確認すると、関東地方では八世紀に入り開発が進み、大きく拡大する集落で鉄製紡錘車の保有率が高い。^⑭中でも相模国域では、八世紀において国府推定地とされる神奈川県四之宮遺跡の周辺部に鉄製紡錘車の出土例が集中する。^⑮また、豪族居宅とされる建物の周囲を取り巻く竪穴住居跡からの出土例や、東北地方では城柵内の集落跡からの出土例が顕著である。^⑯これまでの研究を踏まえると、鉄製紡錘車はまず、官衙や有力豪族の居宅の周辺に位置する集落、八世紀に新たに開発された集落に受容された。このような集落における麻糸の生産は、地方官衙や有力豪族の居宅に生産拠点をおいた紡織体制の一環として捉えることができる。

以上、地方諸国では七世紀後葉から八世紀にかけて新技術の導入が進められ、官衙や在地の有力豪族の居宅を生産拠点として製織部門を管理し、周辺集落の製糸部門を取り込んだ体制が整いつつあったと推測できる。調や庸として貢納する布や絹の生産は、このような紡織体制の下で促進されたであろう。

(二)生産の仕組み(図14)

律令制成立期の在地社会の紡織体制は、製織と製糸の分業のあり方の相違に着目すると、紡織具がまとまって出土した遺跡を典型として二つに大別できる。

伊場遺跡型 静岡県伊場遺跡では、大溝の各層から杵・碇かけ・糸杵が多数出土した。大溝は第Ⅳ層から第Ⅴ層まで分

層でき、それぞれ年代が比定された。第Ⅷ層（五世紀後半から六世紀中葉）から第Ⅶ層（六世紀中葉から七世紀中葉）では、杵と認めかけが出土した。また、第Ⅶa層（七世紀中葉）では、機織部材が一点出土した。さらに、第Ⅴ層では、認めかけ・糸杵・織機部材が、特に第Ⅴ四層（七世紀後半）と第Ⅴ三層（七世紀末―八世紀前半）を中心に出土した。伊場遺跡群全体で見ると、七世紀後半から八世紀において認めかけと糸杵が合計一六点出土する一方、杵は確認されない。また、紡錘車についても古墳時代の出土例に留まる^⑬。以上のことから、伊場遺跡群では遅くとも七世紀後葉以降、認めかけ・糸杵・織機部材の製織具を主として使用したことが明らかである（表3）。

糸杵はすべて中型で「a b方」などの非宮都型が多いが、宮都型も一点存在する。認めかけはⅠ類が二点、Ⅱ類が四点、Ⅲ類が一点と、加工度の低いⅠ・Ⅱ類が多い。また、B類があり、絹の製織を行ったことを傍証する。さらに、生産内容を推測する有効な資料として織機部材がある。向坂鋼二は伊場遺跡出土の織機部材を、管大杵や箴を備えた地機構造の大型織機として復元した^⑭。出土した織機部材には、機にかけられた経糸の痕跡が残る。その痕跡の密度は二通りあり、平織の布と絹を織成した可能性があるだろう^⑮。伊場遺跡群では、五世紀後半から集落が営まれたが、その規模は大きくなかった。しかし、七世紀後葉から八世紀にかけて遠江国敷智評衛・郡衛が造営され、一帯に駅家や厨家、借倉など関連する施設が付属した。したがって、評制・郡制の成立とともに評衛・郡衛に付属した工房で調や庸となる平織の布や絹の製織工程を分担する体制が整っていたといえる。

それでは、織物の材料となる糸はどこから調達されたであろうか。これを知る手がかりとして周辺の集落遺跡を概観する。伊場遺跡群から約5km北上した三方原台地の東端部に位置する下滝遺跡は、七世紀中葉頃に竪穴住居群が形成され、八世紀中葉には規模が拡大する。竪穴住居からは鉄製紡錘車五点、土製紡錘車四点、石製紡錘車一点が出土した^⑯。遠江国域で八世紀に属す鉄製紡錘車は、下滝遺跡例の他に西畑谷遺跡例の一点がある。西畑谷遺跡もまた、西に三方原台地を臨む平野部に位置し、伊場遺跡群から近距離のところにある^⑰。先述したように、集落における鉄製紡錘車の受容は、集落の

製糸部門が官衙を中心とした紡織体制に組み込まれたことを示す。したがって、織物の材料となる糸は、麻糸の場合、認の形で郡域の各集落から集積したと推定できる。このように、調や庸ともなる平織の布や絹の生産において、製糸は郡域の各集落で行い、製織は郡衙に付属する工房で集中して行う分業制を伊場遺跡型とする。

伊場遺跡型の類例として、時期は下るが兵庫県袴狭遺跡を挙げる。袴狭川上流域の内田一区では九世紀代の掘立柱建物群が検出され、雨落ち溝から糸杵が三点出土した。いずれも加工度の高い宮都型である。地方の杵木は非宮都型が主体を占めることを考慮すると、宮都型の杵木の存在は工房の性格を考える手がかりともなう。掘立柱建物群は、出土した木簡から但馬国出石郡衙の一部として機能したとされる。また、これより約三〇〇m下流域の国分寺二区では第一水田面より杵が一点出土した。下流域は上流域に比べて田下駄などの農具が多く、逆に齋串などの祭祀具が少ないとされるため、下流域は郡衙が立地する範囲の外で集落域であった可能性がある。したがって、袴狭遺跡においても製織と製糸の分業が想定される。伊場遺跡型の類例は豊富な資料数に恵まれ、周辺域にも面的な調査が及ばない限り、抽出することが難しい。現段階では仮説に留まるものの、分業制をとる伊場遺跡型は郡衙遺構の検出例が増加する七世紀後葉には各地で成立していたのではないか。伊場遺跡型がどの程度に認められるかは、今後実証していく必要がある。

製糸と製織の分業は、生産を効率化する。民俗事例によると、麻を素材とする織物の場合、麻の栽培から織成までの全体に要する期間のうち、製糸工程の「苧績み」が実に七～八割を占める。これに対して、製織作業は短期間で少数の人手によって集約的に行うことができる。^②織物一反分の麻糸を績み、紡ぐには、一反の織物を織り成すよりも多大な労働力を必要とする。したがって、規格化された織物を安定して生産する必要がある調庸制下において、各集落から糸を大量に集積し、郡衙に付属する限られた工房で織成する伊場遺跡型は合理的な体制と評価できる。

屋代遺跡型 長野県屋代遺跡では、七世紀後半に庇付建物ST四二〇一を中心とする掘立柱建物群が成立する。屋代遺跡は出土した郡符木簡などから、周辺に埴科郡衙が存在したと考えられ、ST四二〇一建物群は郡司の居宅ともされる。

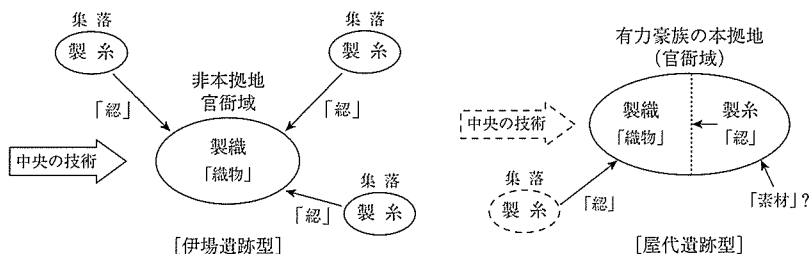


図14 律令制成立期の地方における紡織体制

建物群の北側で検出された七世紀中葉から八世紀前葉の自然流路、湧水溝の堆積土中からは、柿・総かけ・糸杵が出土した。糸杵は中型で非宮都型の横木がある^②。また、掘立柱建物群の北西には堅穴住居群が隣接する。このうち七世紀中葉から後葉の堅穴住居跡SB五〇九〇から土製紡錘車二点、石製紡錘車二点、七世紀末葉から八世紀前葉の堅穴住居跡SB六〇五三から土製紡錘車三点が出土した。

以上のことから、屋代遺跡では伊場遺跡型とは異なり、製糸と製織の各工程を近接した場所ですぐ生産体制が復元できる。紡錘車や柿の出土から麻などの製糸を行い、人物名に続いて「布手」と記す木簡の出土から布の製織を行ったと推定できる^③。先述したように、生産効率を考慮すると、織物に必要とする分の全ての糸を用意するには、製糸部門の一部を周辺の集落に依存した可能性も否定できない。しかし、屋代遺跡では七世紀中葉から製糸と製織を一連の工程で行い、八世紀に入ってもなお製糸部門を切り離さないままであることは重視できる。このように、郡衙あるいは郡司など在地の有力豪族の居宅で製糸から製織工程までを一貫して担う体制を屋代遺跡型とする。

屋代遺跡型の類例として、香川県下川津遺跡を挙げる。ここでは第一低地帯流路二より中型糸杵「C」方、大型糸杵「無方」(図11)、総かけ「BI」が出土した。遺物の年代は七世紀代を中心とし、八世紀前半まで下る可能性もあるとされる。また、残存長四五cm、三九cmを計る杵木部材二点^④が出土した。杵木部材は端部が欠損するものの、断面は凸方向に長い山形を呈する。その法量や加工の特徴から、揚杵に相当するだろう。揚杵とは、繭から糸繰杵に繰った蚕糸を、糸同士を膠着を防ぐために乾燥させて、且つ総の形にするために巻き

返す大きな杵のことである。揚杵は民具資料では広く知られるが、考古資料としてはこれまで認識されておらず、類例を検討する必要がある。

以上のことから、下川津遺跡では紡錘車や杵がなく、麻糸の生産は確認できない。むしろ、認めかけB類・大型糸杵・揚杵が出土したことから、絹の製糸と製織を一貫して行ったと推測される。木製品が出土した低地帯の微高地上には、七世紀中葉から後葉に「し」字または口字形に大型建物群が配置される。七世紀末葉から八世紀中葉には、新たに区画施設を伴う大型建物群が東西に並列する。前者では、有力豪族の居宅、後者では津などの機能をもつ官衙の出先施設ともされる。屋代遺跡型の類例として、他に静岡県御子ヶ谷遺跡^{②③}、静岡県川合八反田遺跡が挙がる。

また、有力な集落でも日常衣料以外の調や庸となる布や絹の製織を行ったという指摘がある。ただし、律令期の集落遺跡では木製品の出土が少ないので、その事実の確認は困難が伴う。また、布勢駅家と比定される兵庫県小犬丸遺跡でも糸杵が出土したことから、駅家の雑舎の一角で製織を行った可能性もある。このように、地方における紡織体制には多様なあり方が想定されるが、郡衙や在地の有力豪族の居宅を生産拠点とした紡織体制では、成立当初から完全な分業制をとる伊場遺跡型と分業制は徹底されない屋代遺跡型の大きく二類型が認められる。

- ① 内裏北外郭の土壙SK八二〇より木製紡錘車（『奈文研一九七六』PL六七―四五）、平城宮N期御在所後殿SB四七〇四の柱掘形より鉄製紡錘車が出土した（『奈文研「平城宮発掘調査報告XIII」一九九〇年、PL一一―一五」）。
- ② 大型糸杵を絹の製糸に使用したかが問題となるが、糸杵全体に占める割合が極端に低く、仮に行われたとしても小規模であっただろう。
- ③ 長屋土邸跡に南接した左京三条二坊六坪の庭園遺構である導水路SD一五・二五と長屋土の別邸、佐保楼に比定される左京一条三坊一五坪の溝SD四八五を含めている。
- ④ 第二章注⑬を参照。
- ⑤ 『令集解』職員令織部司条、古記所引別記（『新訂増補国史大系』）。
- ⑥ 西野悠紀子「『長屋王家木簡』と女性労働」『日本古代国家の展開』下、思文閣、一九九五年、柳木謙周「首都における手工業の展開」『官営工房研究会会報』五、一九九七年など。
- ⑦ 中林隆之「律令制下の皇后宮職」上・下『新湯史学』三一・三二、一九九三・一九四年。
- ⑧ はじめに注②石母田正文献、浅香年木文献、榮原永遠男文献など。
- ⑨ 調庸で規定した布や絹の織幅は、弥生・古墳時代以来の日常衣料に

用いた織幅よりも広い。在地では従来から普及している織機では生産に対応できないため、そのことが郡司等による請負説の根拠ともなった。しかし、対応を迫られたのは織機のみに限るわけではない。例えば、整経作業では調庸制に規定された布や絹の織幅に従うために、経糸の本数を決め、規定の長さに従うために整経台の大きさを調整する必要がある。

- ⑩ 古庄浩明「鉄製紡錘車の研究——東日本への伝播について——」『國學院大學考古学資料館紀要』第八号、一九九二年。

- ⑪ 堀田孝博「古代における鉄製紡錘車普及の意義について——神奈川県下出土資料を中心として——」『神奈川考古』三十五号、一九九九年。

- ⑫ 松田真一「鉄製紡錘車とその出土遺跡」『宇陀・丹古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第三〇冊、一九七五年。

- ⑬ 東村純子「東山——一号墳出土の鉄製紡錘車」『東山古墳群Ⅱ』中町文化財報告二五、京都府立大学考古学研究室編、二〇〇一年。

- ⑭ 滝澤亮「古代東国における鉄製紡錘車の研究——東海道諸国の集落例を中心として——」『物質文化』四四、一九八五年。

- ⑮ 前掲注⑪堀田孝博文獻。

- ⑯ 詳細は別稿に譲る。

- ⑰ 西に隣接する城山遺跡、北西に位置する梶子遺跡・梶子北遺跡は、律令期を通して一続きに関連する遺跡と認められ、本稿ではこれらの遺跡から出土した紡織具をまとめて取り上げる。

- ⑱ 八世紀代の骨角製紡錘車として四点の資料が報告されたが（浜松市教委一九九七）一一八—一二一頁）、重量が二・七—五・三gと軽く、実用の紡錘車としての使用は認めにくい。

- ⑲ はじめに注⑤向坂銅一文獻。

- ⑳ 全長七五cmを計り、長さ六四・六cm間に平均二四本/cmの糸痕跡をもつ箆枠では、森明彦の指摘通り、二尺四寸幅の調庸布は織成できない。

い。むしろ、箆目一羽に二本の経糸を通すならば、一cmあたり五〇本近くの密度の織物、すなわち幅二尺二寸（約六五・三cm）の調庸絹を織成したと考えてよい（はじめに注③森明彦文獻）。また、全長は不明であるが、約一〇本/cmの糸痕跡をもつ部材も出土しており、麻などの植物性繊維を素材とした織物を織成したことを示す。出土した認めの中でも、梶子①（図6）は本来、麻に適したAとなる可能性が高い。

- ⑳ （財）浜松市文化財協会『下流遺跡群』一九九七年他。ただし、当地が敷智郡、長上郡、龜玉郡のいずれに属したかは諸説ある。鉄製紡錘車は七世紀中葉から八世紀前葉の堅穴住居跡C8・SB04、E7・SB01からの出土例二点が初現である。

- ㉑ （財）浜松市文化協会『西畑谷遺跡』一九九九年。

- ㉒ 絹糸生産については養蚕が集落でどの程度行われたかが問題となる。養蚕は農業を制約するという見解が参考となるが（原島礼二「八世紀における綿布生産の技術史的考察」『続日本紀研究』第二二五号、一九六四年）、養蚕に関わる遺物の抽出は現段階では難しく、絹糸生産のあり方については今後の検討課題である。

- ㉓ 越後縮では麻の栽培から織成までを一年の周期で営む。一冬か、一年掛かりで苧績みをし、一・二反分の苧総をつくる。苧総を残雪に晒した後、半月から一ヶ月ほどで織り上げる。家族の中では老人や子供が積んだ分の苧総もまとめて、壮年者が一人で織る場合が多い。また、苧総の余剰分は売りに出す。（十日町市史編さん委員会編『越後縮の生産をめぐる生活誌』十日町市郷土資料及書八、一九九八年）。

- ㉔ 他に大型に属す横木が一点出土したが、厚みが〇・四cmと薄いため実用品として認めがたい。

- ㉕ 長野県屋代遺跡群出土木簡 第一〇号。「布手」の下に合点が付されることから、麻の織り手を管理していたとされる（長野県埋文セ

他一九九六)。

②⑦ (財)香川県埋文セ他一九九〇「二四一頁第一八二圖一・二。

②⑧ 直径が約一四一・一〇cmで中央に孔をもつ木製の円板二点が紡輪として報告された(財)香川県埋文セ他一九九〇「第一八四図」。しかし、管見によれば紡軸が残存する木製紡錘車は、直径が約五〜六cmに収まることから、下川津遺跡例は用途が異なるものだろう。

②⑨ 八世紀前半〜九世紀に微高地上に掘立柱建物群が営まれ、南側の低

湿地から柱と非宮都型の糸杵が出土した。田中広明は八世紀中葉以降では、豪族の居宅が製糸工程を抱えていたと指摘している(田中広明「古代東国と豪族の家」『研究紀要』一七号、(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団、二〇〇二年)。御子ヶ谷遺跡例は豪族の家政機関における紡織活動として捉えることもできよう。

③⑩ 向坂銅二は山形県鳴鶴遺跡で出土した全長八六・五cmの織機部材に注目し、有力集落での製織を推定した(はじめに注⑤向坂銅二文獻)。

おわりに

本稿では、七世紀後葉以降に宮都や地方の官衙遺跡から多く出土する認めかけ・糸杵について、機能上必要な加工と装飾を目的とした加工を識別し、それぞれ形態上の特徴を整理した。そして、宮都や地方官衙、集落における製糸と製織の分野のあり方を杵・認めかけ・糸杵の組成から検討したところ、平城宮・京や地方の郡衙では製糸は行わず、製織を行う体制が認められた。

伊場遺跡型は立地上、有力豪族の非本拠地^①に郡衙が成立したことから、中央の政策を受けやすく、分業制が円滑に進んだとも考えられる。伊場遺跡型が国衙工房も含めた律令制成立期の地方官衙にどの程度一般化できるかは、今後の資料の増加を待つて論証すべきである。一方、屋代遺跡型は、在地の有力豪族の本拠地に立地する傾向があり、七世紀後葉以降に新たに糸杵を導入しつつも、分業制は徹底されない。屋代遺跡型を律令制成立過渡期の生産のあり方を引き継ぐ体制とすれば、七世紀中葉において調庸制の原形が成立する素地として評価してもよいだろう。③今後、律令制成立期の紡織体制がどのような歴史過程を経て整えられたのか、考察を進めたい。

糸を揃え、糸から織物とするまでの各工程では、本稿で取り上げた杵・認めかけ・糸杵以外にも様々な用具を使用する。

さしあたり、出土する断片資料の中から紡織に関わる遺物を認定し、考古学の方法による検討を重ねたい。さらに、そこで得られた情報を文献史学や民俗学など多角的な視点から解釈することで、新たな紡織研究への展望がひらけるだろう。

① 在地の有力豪族の本拠地に営まれた郡衙を本拠地型、本拠地を離れたところに営まれた郡衙を非本拠地型とした山中敏史による定義に基づいている（はじめに注⑥山中敏史文献第三章第二節）。

② 国衙工房も伊場遺跡型をとる可能性はある。小笠原好彦は、滋賀県惣山遺跡で検出された一二棟の大型総柱建物群を近江国衙に付属する高級絹織物生産の官営工房とみるが（小笠原好彦「惣山遺跡の大型建物群とその性格——近江国府に付属する官営工房——」『滋賀史学会誌』一一二号、二〇〇一年）、仮にそうとすれば、非常に規模の大きいものとなる。

③ 調庸制の原形は大化の改新に求められている（吉川真司「常布と調庸制」『史料』第六七巻第四号、一九八四年）。杵の出土例は、七世紀代でも前葉から中葉に集中する。後に名方評衙が成立する観音寺遺跡例、磐城評衙が成立する福島県根岸遺跡例、多賀城の南面に位置する宮城県山王・市川橋遺跡例などがあり、在地の有力豪族が製糸に関与したことを示す。

引用文献

杵・認めかけ・糸杵を出土した遺跡のうち、本文・図中で触れた遺跡に関する報告書を掲載した。

【東北】秋田県埋蔵文化財センター二〇〇一「中谷地遺跡」。弘田柊跡調査事務所一九八四「弘田柊跡」年報一九八三。宮城県教育委員会二〇〇一a「市川橋遺跡の調査」。宮城県教育委員会二〇〇一b「山王遺跡八幡地区の調査」。山形県教育委員会一九八六「西沼

田遺跡発掘調査報告書」。いわき市教育委員会二〇〇〇「根岸遺跡」。いわき市教育委員会二〇〇一「荒田目条里遺跡」。

【関東】（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団一九八八「三ツ寺Ⅰ遺跡」。（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団一九九六「元総社寺田遺跡Ⅲ」。乙益重隆一九八〇「上総菅生遺跡」。中央公論美術出版。早稲田大学所沢校文化財調査室一九九〇「お伊勢山遺跡の調査」。（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団一九九八「北島遺跡Ⅳ」。

【東海】（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所一九八九「大谷川Ⅳ」。（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所二〇〇〇「恒武西宮・西浦遺跡」。浜松市教育委員会一九七八・二〇〇二「伊場遺跡遺物編一・八」。（財）浜松市文化協会一九九四「梶子遺跡Ⅸ」。（財）浜松市文化協会一九九七a「梶子北遺跡木器編」。（財）浜松市文化協会一九九七b「九反田遺跡」。（財）浜松市文化協会一九九八「山ノ花遺跡」。磐田市教育委員会一九八一「御殿・二之宮遺跡発掘調査報告Ⅰ」。藤枝市教育委員会一九八一「日本住宅公園藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ」。可美村教育委員会一九八一「城山遺跡調査報告書」。愛知県埋蔵文化財センター二〇〇〇「志賀公園遺跡」。三重県教育委員会一九八九「昭和六一年度農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告Ⅰ」。三重県埋蔵文化財センター二〇〇〇「六六A遺跡発掘調査報告」。

【中部】長野県埋蔵文化財センター他一九九七「石川条里遺跡」。長野県埋蔵文化財センター他一九九九a「榎田遺跡」。長野県埋蔵文化

財センター他一九九九b「更埴糸里遺跡・歴代遺跡群」。

【北陸】和島村教育委員会一九九三・九四「八幡林遺跡」。富山県教育委員会一九七四「入善町じょうべのま遺跡他発掘調査報告書」。大島町教育委員会一九九五「北高木遺跡発掘調査報告書」。羽咋市教育委員会一九九九「太田ニシカワ遺跡」。金沢市教育委員会一九八六「金沢市近岡ナカシマ遺跡」。

【近畿・滋賀】滋賀県教育委員会一九七三「湖西線関係遺跡調査報告書」。滋賀県教育委員会一九七九「服部遺跡発掘調査概報」。滋賀県教育委員会一九九二「松原内湖遺跡発掘調査報告書」。(財) 滋賀県文化財保護協会他一九九〇「新旭町内遺跡発掘調査報告書Ⅰー正伝寺南遺跡Ⅰ」。(財) 滋賀県文化財保護協会他一九九七「穴太遺跡発掘調査報告書Ⅱ」。守山市教育委員会一九九八「阿比留遺跡他発掘調査報告書」。守山市教育委員会二〇〇一「下長遺跡発掘調査報告書Ⅱ」。能登川町教育委員会一九八八・九三「斗西遺跡」。

【京都】京都府教育委員会一九七八「埋蔵文化財発掘調査概報(一九七八)」。 (財) 京都市埋蔵文化財研究所一九九八「水垂遺跡他」。 (財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター一九八七「芝山遺跡」。京都府遺跡調査概報「第二五冊」。(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター一九九一「長岡京跡右京第二八五次他発掘調査概報」。京都府遺跡調査概報「第四五冊」。向日市教育委員会一九八九「長岡京跡左京第一三〇次発掘調査概要」。向日市教育委員会一九八九「長岡京跡左京第五次発掘調査概要」。(財) 向日市埋蔵文化財センター二〇〇二「長岡京跡左京北一条三坊二町」。(財) 向日市埋蔵文化財センター二〇〇四「長岡宮春宮坊跡」。長岡京市埋蔵文化財センター二〇〇三「長岡京市埋蔵文化財センター年報平成一三年度」。

【大阪】大阪府教育委員会一九八一「大蔵司遺跡発掘調査概要」。(財)

大阪市文化財協会一九九九「細工谷遺跡発掘調査報告Ⅰ」。豊中市教育委員会他一九九七「上津島遺跡第五次発掘調査報告」。豊中・古池遺跡調査一九七六「豊中・古池遺跡発掘調査概報」。

【兵庫】兵庫県教育委員会一九七八「播磨・長越遺跡」。兵庫県教育委員会一九八九「小犬丸遺跡Ⅱ」。兵庫県教育委員会一九九六「神戸市西区玉津田中遺跡」。兵庫県教育委員会二〇〇〇「袴狭遺跡」。日高町教育委員会一九八五「川岸遺跡発掘調査概報」。吉田片山遺跡調査団他一九七七・一九八〇「吉田南遺跡現地説明会資料」一〜四。

【奈良】奈良研(奈良国立文化財研究所・奈良文化財研究所)一九七三・九六「飛鳥・藤原宮発掘調査概報三・二六」。奈良研一九七五・七六・七八・八二「平城宮発掘調査報告Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・ⅩⅠ」。奈良研一九八〇「飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅲ」。奈良研一九八一・a「平城京九条大路」。奈良研一九八一・b「奈良研年報一九八一」。

奈良研一九八三a「昭和五七年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」。奈良研一九八三b「平城京東堀川一左京九条三坊の発掘調査」。奈良研一九八四「平城京左京二条一坊十三坪の発掘調査」。奈良研一九八六「平城京左京三条一坊六坪発掘調査報告」。奈良研一九八九「平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告」。奈良研一九九五「平城京左京二条一坊十三・三条一坊発掘調査報告」。奈良研一九九七「平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告」。奈良研二〇〇一・〇二「奈良文化財研究所紀要二〇〇一・〇二」。樞考研(奈良県立橿原考古学研究所)一九七八「奈良県遺跡調査概報一九七七年度」。樞考研一九八〇「飛鳥京跡Ⅰ」。樞考研二〇〇〇a「南郷遺跡群Ⅳ」。樞考研二〇〇〇b「大和木器資料Ⅰ」。奈良市教育委員会一九八四「平城京左京二条一坊十二坪奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告」。(財) 桜井市文化財協会一九九〇「上之宮遺跡第五次調査概要」。御所市教育委員会一九九五「名柄遺跡第四次発掘調査概要」。

掘調査報告』。西隆寺遺跡調査会一九七六『西隆寺発掘調査報告書』。布留遺跡天理教発掘調査団一九八一『出土木器の樹種と木取り一・二』。

【中国・四国・九州】岡山県教育委員会一九八〇『百間川原尾島遺跡一』。(財)鳥取県教育文化財団二〇〇二『青谷上寺地遺跡四』。美東町教育委員会一九九三『長登銅山跡Ⅱ』。(財)香川県埋蔵文化財調査センター他一九九〇『下川津遺跡』。松山市教育委員会一九九三『来住廃寺遺跡一』五次調査』。(財)徳島県埋蔵文化財センター他二〇〇二『観音寺遺跡Ⅰ』。佐賀県教育委員会一九八〇『下中杖遺跡』

図版出典

第2図①奥平英雄編『信貴山縁起』角川書店、一九七六年。

第2図②野間清六編『春日権現験記絵』角川書店、一九七八年。

第2図③、④山内軍平『越能山都登』中央出版、一九七三年。

第4図〔財〕鳥取県教育文化財団二〇〇二。

第5図1〔羽昨市教委一九九九、2〔浜松市教委二〇〇二〕、3〔奈文研一九九五〕、4〔財〕香川県埋蔵文化財一九九〇〕、5〔宮城県教委二〇〇一b〕、6〔三重県埋蔵文化財二〇〇〇〕、7〔守山市教委一九九八〕。

第10図1〔豊中市教委他一九九七〕、2〔滋賀県教委一九七三〕、3・12〔御所市教委一九九五〕、4〔三重県埋蔵文化財二〇〇〇〕、5〔奈文研一九七三〕、6・7〔奈文研一九九五〕、8〔西隆寺遺跡調査会一九七六〕、9〔奈文研二〇〇一〕、10〔財〕大阪市文協一九九九〕、11〔美東町教委一九九三〕、13〔長野県埋蔵文化財一九九九b〕、14〔浜松

市教委二〇〇二〕、15〔可美町教委一九八一〕、16〔兵庫県教委二〇〇〇〕、17・18〔財〕香川県埋蔵文化財一九九〇〕。
第11図〔財〕香川県埋蔵文化財一九九〇〕。
再トレースに際し、一部改変した。

【謝辞】

本稿は二〇〇三年一月に京都大学大学院文学研究科に提出した修士論文に加筆修正をおこなったものです。本稿をまとめるにあたり、修士論文作成時から上原真人教授、山中一郎教授、清水芳裕助教授、吉井秀夫助教授より懇切なご指導を賜りました。また、本稿の内容の一部は、近江貝塚研究会、女性史総合研究会において発表する機会を頂き、皆様より有益なご助言をいただきました。資料調査に際しては、左記の諸機関にお世話になりました。

浜松市博物館、愛知県埋蔵文化財センター、長野県立歴史館、大島町教育委員会、羽昨市教育委員会、三重県埋蔵文化財センター、滋賀県立安土城考古博物館、滋賀県立琵琶湖博物館、守山市立埋蔵文化財センター、能登川町埋蔵文化財センター、京都府立丹後郷土資料館、財団法人大阪市文化財協会、豊中市教育委員会、兵庫県教育委員会、奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部考古第一調査室、飛鳥藤原宮跡発掘調査部考古第二調査室、飛鳥資料館、御所市教育委員会、鳥取県埋蔵文化財センター、財団法人香川県埋蔵文化財調査センター、出土木器研究会。

京都府立大学の菱田哲郎助教授、京都大学考古学研究室、京都大学埋蔵文化財研究センターの皆様には日頃より様々なご教示をいただいております。末筆ながら心より御礼申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

Textile Production Systems at the Beginning of the Ritsuryo Era Based on Archaeological Analysis

by

HIGASHIMURA Junko

The textile production system from the second half of the seventh century to the eighth century has remained unclear, especially as concerns production in the provinces, due to a lack of historical documents. This study, however, clarifies the textile production systems both in the capital and the provinces by analyzing excavated tools used in textile production such as “niddy noddies” 柁, rotary reels 廻かけ, and frame spools 糸柁.

The result of research on these tools shows that rotary reels and frame spools were the chief weaving tools employed in the Heijo palace and capital. This finding buttresses the thesis supported by written evidence that silk twill was made in the area but also reveals that yarn was not produced there.

On the other hand, there were two types of production systems in the provinces. One is the type found at the Yashiro-site where both spinning tools, such as “niddy noddies” and spindle wheels, and weaving tools, such as rotary reels and frame spools, were found in a regional leader’s residential workshop. This indicates people in such areas employed a unified textile-making process from spinning to weaving. The other type has been found at the Iba-site, where spinning and weaving tools were found in separate locations, the spindle wheels in residential areas and rotary reels and frame spools in public office quarters. This shows that people in such regions divided textile making into two separate processes, spinning and weaving. Further analysis reveals that after yarn was made, it was brought to a public workshop in the form of skeins, a mass of yarn wound into a loop.

This study thus clarifies textile production systems in the capital and the provinces at the beginning of the Ritsuryo era and brings new light on research into textile production.